

第3章 ASEAN 諸国

1. タイ

関税

関税構造

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、関税率布告及び関係法規において、一般税率、ASEAN 共通効果特惠関税（CEPT）税率、各種経済連携協定（EPA）税率、一般特惠関税制度（GSP）税率及び世界的貿易特惠関税制度（GSTP）税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日・タイ経済連携協定（日タイ EPA）税率、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定税率又は地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や素材に対する関税優遇措置（関税払戻など）がある。

タイの2024年時点の非農産品の譲許率は73.1%、単純平均譲許税率は24.0%であった。また、2024年時点の非農産品の単純平均実行関税率は7.0%であった。譲許税率が高い品目としては、輸送機器（最高80%）、繊維製品（最高111%）、ゴム・皮革及び履物（最高43%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結したITA 拡大交渉（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、タイは、2016年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、スタティックコンバーター（35%）、電気制御盤等の部分品（35%）、インクカートリッジ（30%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに完全に撤廃された。

また、2015年1月5日付財務省通達 No.0518/Wor982において、MFN 税率（タイの関税率表では General Rate（Section 12））の大幅な変更が行われた。これはWTO ウルグアイ・ラウンドでのコミットメント（2012年1月10日付）を実行に移したものである。同通達は2015年1月1日に遡って適用された。

なお、2007年11月に日タイ EPA が発効したことで、我が国から輸出する自動車部品（生産用部品）や鉄鋼製品

等の関税が撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

1993年に導入された鉄鋼製品への強制規格に関し、タイ工業標準機関（TISI）は2016年8月、タイ工業規格（TIS）認証及び認証維持審査（輸入許可証取得）に係る規則を変更した。また、2017年3月には、形鋼の強制規格を改定したほか、電気亜鉛メッキ鋼板（EG）について強制規格を導入している。また、熱延鋼板及び冷延鋼板等についても強制規格が見直されており、今後も様々な鋼材への強制規格の改正・新規導入を検討している。

<国際ルール上の問題>

TBT協定2条2項において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としている。TISIは、本強制規格の目的は、鋼材の品質向上を通じた消費者安全や健康確保であると主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本制度は、その政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本制度については、日タイ鉄鋼対話等の二国間協議において、中間財である鉄鋼製品に対し強制規格を導入することは、最終消費者保護の観点からは不要である旨、繰り返し指摘をしている。

引き続き、本措置が貿易制限的な規制とならないよう運用状況を注視していく必要がある。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

タイでは、外国人事業法（1999年改正、2000年3月施行）に基づき、規制業種を3種類43業種に分け、それらの業種への外国企業（資本の50%以上が外国人所有の法人）の参入を規制している。エンジニアリング業、会計サービス、広告業等ほとんどすべてのサービス業が含まれており、参入可能な業種は一定規模以上の貿易仲介や卸売・小売、建設業などに限られており、外国企業がタイでサービス業を行うことは非常に難しい状況にある。

タイにおける主な外資制限は<図表I-3-1>のとおりである。

(米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の最恵国待遇免除)

米タイ両国は、1966年、友好経済関係条約を締結（ほぼ全てのサービス業が対象だが、通信、輸送、資産運用、銀行、土地・天然資源開発、国内農産物の国内輸送等の分野は除外。）。同条約では、米国企業は上記の外国人事業法の適用が免除され、商業登録の際にタイ企業と同基準の審査を受けるだけで良いとされており、米国以外の外国企業が外国人事業法に基づく審査を受ける必要があることと比較して優遇されている。タイは当該措置についてGATSの約束表でMFN義務免除措置として10年間の免除登録をしているが、MFN義務の免除期間が終了しているにもかかわらず、引き続き優遇措置を受けている米国企業が見受けられる。

<国際ルール上の問題点>

米タイ友好経済関係条約におけるタイの外国人事業法の MFN 免除に関しては、MFN 義務は、多角的に貿易自由化を進める上で最も重要な原則の一つであり、義務免除措置はその原則からの例外的な逸脱であって、GATS 2 条 (MFN) の免除に関する附属書 6 でも、免除期間は原則 10 年を超えてはならないとされているところ、本免除は早期に撤廃されるべきである。また、同附属書 5 によれば、MFN 免除は当該免除に定める日に終了すると規定されているところ、本免除措置はタイの約束表上、継続期間は 10 年と明記されており (始期を 1995 年 1 月 1 日とすれば終期は 2004 年 12 月 31 日)、当該期間の経過により免除期間は終了していると解するべきである。よって本件措置は免除期間を過ぎており、米国企業が優遇措置を受ける場合は、GATS 2 条 1 項違反の可能性が高いと考えられる。

今後、機会を捉えて、タイ政府が GATS 整合的な対応をとるよう、働きかけていく。

<最近の動き>

2007 年 11 月に発効した日タイ EPA により、卸売・小売サービス、保守メンテナンスサービス、ロジスティック・コンサルティング、広告サービス、ホテル・ロジック・サービス、レストランサービス、海運代理店サービス、カーゴハンドリングサービスに関し、タイは外資比率等を含めて約束を改善した。さらに、2020 年 8 月に発効した AJCEP 第一改正議定書では、ソフトウェア・コンサルティング・サービス、データ処理及びデータベース・サービス、鉱山及び産業プラントや港湾・ダム・灌漑施設等の建設サービス等について、2022 年 1 月に発効した RCEP では、居住型福祉施設サービス (デイケアサービスを除く)、海運貨物取扱サービス、冷凍・冷蔵貨物向け倉庫サービス等について、それぞれ外資比率の上限が 70% まで引き上げられる等、約束が改善された。近年、飲食分野を中心に観光・小売の分野などでも我が国のサービス産業の進出も活発化してきており、我が国は、二国間政策対話や EPA のフォローアップ会合等で外資制限の緩和を促していく。

なお、外資系企業によるタイ人所有の会社を挟むことによる間接的な出資を契機に、2006 年から 2007 年にかけては、外資系企業に対する出資上規制の厳格運用と外資の参入規制する業種を見直すといった外国人事業法改正の問題が取り沙汰されていたが、その後同改正案は立法議会での採決で反対多数となり、取り下げられた。2016 年 7 月の閣議決定において、商業銀行業務に関連する事業、アセットマネジメント業、駐在員事務所の設立等が外国人事業法から除外することが承認され、2017 年 6 月に施行された「外国人が許可取得を不要とするサービス業の指定」により、外国法人の駐在員事務所が外国人事業法から除外された。また、2024 年には、タイ商務省事業開発局は、一部の電気通信サービスやソフトウェア開発事業等を含む 10 のサービス業を新たに外国人事業法の対象から除外する規制緩和に向けた省令草案のパブリックコメントを行った。

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向を注視し、在タイ日本大使館から懸念をタイ政府に伝達してきたが、今後とも、法改正の動向及び進出日系企業への影響について、注視が必要である。

<図表 I-3-1> タイにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	銀行分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25% 以下に制限される一方、中央銀行の承認があれば 49% までの外資保有及び 50% までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49% を超える外資保有も可能。外国銀行は、支店形態の場合は最大 3 支店、子会社形態の場合は、一定条件の下最大 4 支店又は 40 支店を開設すること等が許可されており、これまでに外国銀行 3 行に現地法人設立のライセンスが付与された。
保険	保険分野については、外資出資比率及び外国人役員比率が 25% 以下に制限される一方、保険当局の承認があれば 49% までの外資保有及び 50% までの外国人役員比率の引き上げが可能。また、財務省の承認があれば、49% を超える外資保有も可能。

分野	規制の概要
電気通信	<p>2001年には通信会社の外資出資比率の上限を49%から25%に制限する「電気通信事業法」が施行されたが、GATS上の約束である2006年の通信分野の自由化をうけて、2006年1月に法改正が行われ、外資比率上限が50%未満に緩和された。規制緩和実施の翌営業日に、シン・コーポレーションの株がシンガポールに売却されるなど、外資参入が行われたものの、本件売却によって議決権比率を通じた実質的な支配権が外資事業者に移ったため、タイ政府は外資規制を迂回したものとして問題視しており、2006年の外国人事業法改正作業（前述）の端緒ともなった。</p> <p>2011年、通信事業と放送事業を一元的に監督する国家放送通信委員会（NBTC）が発足した。2012年、NBTCは、「外国人による事業支配」に該当する具体的事例を定める告示を施行した。同告示は、電気通信事業者に外国人による事業支配の状況を定期報告させることを義務付けている。</p>
流通	<p>外資参入が可能となるのは、小売業では最低資本金が1億バーツ以上で一店舗あたり最低資本金が2,000万バーツ以上となる場合、卸売業では一店舗あたり最低資本金が1億バーツ以上となる場合。この条件を満たさない場合には、他業種と同様、外資の上限は50%未満。なお、これとは別に規制業種として「飲食物販売業」が存在するため、スーパーマーケットのように食品を扱う小売への参入は、外資50%未満の制限がかかることになる。</p>

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<措置の概要>

我が国関係機関の調査（※JETROによる「タイにおける模倣品流通動向調査」2022）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国などのタイ国外から流入している。タイ知的財産局のウェブサイトによると、2025年の税関差止件数は247件と前年の448件から減少している。一方で警察の取り締まり件数は706件と前年の655件から増加している。2025年10月にタイ知的財産局が公表した資料によると、同年1月から9月の間に押収された偽造品の総数は2,969,093点、推定被害総額は約10億THB（約45億円）である。

知的財産権侵害に対する不十分な取り締まり体制や、刑罰の低さなどは模倣品・海賊版の流通拡大に繋がるため、今後も引き続き注視する必要がある。

<国際ルール上の問題点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（41条～61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（41条）。また、日タイEPAにおいても、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとることや（122条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとること（128条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとることも義務づけられている（126条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

2. ベトナム

セーフガード

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置及び反迂回措置

鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置（原 SG 措置）については、2017 年版不公正貿易報告書 117 頁参照。

反迂回措置については以下のとおり。

<措置の概要>

2018 年 7 月 26 日、ベトナム商工省は、線材、鋼線に対する反迂回調査を開始する旨、官報で公示した。本調査の対象となる品目は、原 SG 措置の対象品目（ピレット、棒鋼・線材）の 2 次加工製品であり、これらの製品の輸入増加を理由とした調査を開始し、2019 年 5 月、追加課税を決定し、線材、鋼線に対して、原 SG 措置と同率の 10.9% の追加課税を開始した。（課税期間は 2019 年 5 月 28 日～2020 年 3 月 21 日）

2020 年 3 月、ベトナム商工省は措置を 3 年延長する旨、官報で公示した。（課税期間は 20 年 3 月 22 日～2023 年 3 月 21 日）

更に 2022 年 11 月、ベトナム商工省は第 2 回目の延長調査を開始する旨、官報で公示し、翌 2023 年 3 月には、再度 3 年間の延長（2023 年 3 月 22 日～2026 年 3 月 21 日）が決定された（ただし、ピレット（HS コード 7207.11.00、7207.19.00、7207.20.29、7207.20.99、7224.90.00）については、延長の対象とならず措置が終了している）。なお、再延長後の税率は、1 年目：6.3%、2 年目：6.2%、3 年目：6.1%とされた。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム政府は、「貿易救済措置の回避行為の防止」と称し、セーフガードを含む全貿易救済措置に適用できる反迂回措置を国内法で規定し、本反迂回調査を行ったようである。しかし、同国内法の制定も、本反迂回調査及びそれに続く反迂回措置も、WTO には通報されていないため、その根拠規定及び調査・措置の詳細は不明である。

セーフガード措置は、「権限のある当局が調査を行った後にのみ」可能（セーフガード協定 3 条 1 項）であり、「反迂回」を名目として措置対象の拡大を許す規定はない。本反迂回調査を新規セーフガード措置ととらえるにしても、あるいは原調査の調査対象品目の見直しととらえるにしても、結果として課税対象となった品目全体についてセーフガード適用要件を認定するものでなければならないが、そのような事実は確認できない。また、本反迂回調査対象には、ベトナムで生産実績のない（＝競争関係がない）製品も含まれており、このような製品の輸入によってベトナムの国内産業に損害が生じることはないから、この点でもセーフガードの適用要件を充足していない（GATT 19 条 1 項(a)）。

<最近の動き>

我が国はベトナム政府に対し、上記国際ルール上の問題点についてセーフガード委員会や二国間で懸念を表明してきたが、2026 年 3 月 21 日をもって措置は終了した。

基準・認証制度

輸入自動車認証制度

<措置の概要>

ベトナム政府は、2017 年 10 月 17 日、自動車の生産、組立て、輸入及び保証・保守サービス事業に関する条件を

定める政令 116 号（116/2017/ND-CP）を公布し、2018 年 1 月 1 日に施行した。また、同年 1 月 24 日に政令 116 号の実施規則である通達 3 号（03/2018/TT-BGTVT）を公布し、3 月 1 日に施行した。これらにより、ベトナムに輸入される自動車に対して、「輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査・安全品質検査を受けること」が義務付けられた。規定どおりの検査を行った場合、1 回の輸入につき検査に時間がかかり、国内販売までの期間が長期化する懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

ベトナム国内で使用される車両は、国内の排ガス基準や安全基準に適合する必要がある。これらの適合性については、従来、国産車、輸入車ともに、新車種のメーカーの品質保証の資料を提出することにより確認されていた。しかし、政令 116 号により、輸入車は、輸入ロット（1 船）ごとに、ベトナム当局による車種別の排ガス検査及び安全性検査を受けることが義務付けられた。一方で、国産車については、具体的な検査時期は不明であるものの、一度受けた検査結果は、36 か月間有効とされている。このことから、輸入車のみ検査頻度が大幅に多くなっており、国産車と比較して不利な状況となる場合、TBT 協定 5 条 1 項 1 号に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2017 年 10 月に政令 116 号が署名されて以降、在ベトナム日本政府大使館からの口上書の発出、WTO の TBT 委員会での日本政府からの懸念表明、経産大臣からベトナム商工大臣への懸念伝達などの対応を行った。また、産業界からも、現地の商工会等を通じてベトナム政府担当者への働きかけを行っているところである。

累次に渡る働きかけの結果、2019 年 11 月には、政令 116 号を改正する旨の TBT 通報がされ、2020 年政令 17 号として 2020 年 2 月に同改正が施行された。また、同年 2 月には 2018 年通達 3 号を一部改正する通達 5 号（05/2020/TT-BGTVT）が公布され、同年 4 月に施行された。これらの結果、ロットごとの検査は最長で 3 年に 1 回の検査となり、負担が軽減された。しかし、検査対象の車両の抽出方法等、運用面での懸念は残っており、今後とも注視が必要である。

サービス貿易

(1) サイバーセキュリティ法

<措置の概要>

サイバーセキュリティ法（2019 年 1 月施行）は、一定の国内外の企業に対して、ベトナム国内にデータを保存する義務を課すとともに、一定の外国企業に対して、ベトナム国内に支店又は代表事務所を設置する義務を課していたが、本法の明文上、それらの義務の具体的な内容は明らかではなかった。

ベトナム政府は、2022 年 10 月、上記国内保存義務及び国内支店等設置義務の具体的な内容にも言及する政令 53 号（公安省主管）を施行した。本政令は、国内事業者（ベトナム法に基づき設立・登録され同国に本店を置く事業者）に対して、「対象データ」（①サービス利用者の個人情報、②サービス利用者が作成したデータ（例：利用者のアカウント名や IP アドレス）、③サービス利用者のつながりに関するデータ（例：サービス利用者の友人関係））をベトナム国内に保存する義務を課している。これに対して、ベトナム国内のサービス利用者に一定のサービスを提供する「外国事業者」（外国法に基づき設立・登録された事業者）に対しては、当該サービスが、公安省が通知し対応等を要請したサイバーセキュリティ法に違反する行為に利用され、「外国事業者」が当該要請に応じなかった場合等において、「対象データ」の国内保存義務とともに、ベトナム国内での支店又は代表事務所の設立義務を課している。また、インターネットサービス及びオンライン情報の管理、提供及び利用に関する政令 2013 年 72 号の修正稿（2023 年 7 月公表・本報告書執筆時点において未成立、情報通信省主管）は、国内企業、外国企業の区別なく、ウェブサイトの開設やソーシャルネットワークサービスの提供に際して、ベトナム国内に少なくとも 1 台のサーバを設置し、「ウェブサイト及びソーシャルネットワーク上の情報の検査、チェック、保存及び提供にいつでも対応できるようにすること」を求める等の規定を有する。

ベトナム政府は、2025年6月、サイバー情報セキュリティ法（2016年7月施行）とサイバーセキュリティ法（2019年1月施行）を統合しサイバーセキュリティ法案を公表。法案段階では、一定の国内外の企業に対するベトナム国内におけるデータ保存義務と一定の外国企業に対するベトナム国内における支店又は代表事務所の設置義務が削除されていたが、2025年12月に成立したサイバーセキュリティ法（2026年7月施行予定）においては、これらの義務が課されることとなった。なお、本法の明文上、それらの義務の具体的な内容及びサイバーセキュリティ法（2019年1月施行）の下位法令との関係性は明らかではなかった。

<国際ルール上の問題点>

グローバルに事業を展開する外国事業者は、一般的にベトナム国外のサーバやクラウドサービスを利用して、収集したデータを一元的に管理していると推察される。したがって、国内保存義務により、ベトナム国内に別のサーバを用意することになると、追加的な負担が発生し、市場参入や事業継続検討時の懸念材料になると同時に、ベトナム国内でデータを集約し管理している事業者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性がある。このように、外国事業者がベトナム国内事業者よりも事実上不利に扱われる場合は、GATS 17条並びにCPTPP協定9条4項及び10条3項の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

また、ベトナムはCPTPP協定及びRCEP協定において、情報の自由な越境移転の原則及びコンピュータ関連設備設置要求禁止に合意しており（CPTPP協定14条11項及び14条13項、RCEP協定12条15項及び12条14項）¹、政令53号に基づく「対象データ」の国内保存義務規定は、これらの規定に抵触する可能性がある。

さらに、政令53号により、一定の「外国事業者」は、ベトナム国内における支店又は代表事務所の設置義務を課される可能性があるが、サービスの提供にあたって、特定の形態を要求する措置を禁じたGATS 16条の市場アクセス義務や、自国の領域において代表事務所若しくは何らかの形態の企業設立を要求する措置を禁じたCPTPP 10条6項に違反する可能性がある。

<最近の動き>

サイバーセキュリティ法（2019年1月施行）については、2018年3月に実施されたパブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行ったほか、2017年10月以降のWTOサービス貿易理事会において、米国と共同でサイバーセキュリティ法について議題登録し、上記の問題点について懸念を表明してきた。2021年4月に行われたWTO対ベトナム貿易政策検討会合（TPR）においても問題を指摘した。政令72号の修正稿についても、2023年9月に日本政府からパブリックコメントの際に意見提出を行った。

サイバーセキュリティ法（2026年7月施行予定）については、2025年6月に実施されたパブリックコメントの際に日本政府から意見提出を行ったほか、2025年10月以降のWTOサービス貿易理事会において、議題登録し、上記の問題点について懸念を表明してきた。

今後も本法及び関連法令の施行及び運用の状況につき引き続き注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTOサービス貿易理事会等を通じて、外国事業者が不利に扱われることのないよう求めていく。

(2) 個人データ保護法

<措置の概要>

2023年7月、ベトナム政府は、サイバーセキュリティ法等に基づき個人データ保護政令を施行した。

2021年4月のパブリックコメント実施時の政令案にみられた、ベトナム国民の個人データの越境移転の要件として原データの国内保存等を求める厳しい越境移転規制は削除された。しかしながら、本政令には、越境移転の際に個人データ越境移転評価を実施し、これを個人データの処理日から60日以内に公安省に提出することを義務付ける等の規定が存在する。

2023年5月に公表されたサイバーセキュリティ分野における行政違反に対する罰則政令案（本報告書執筆時点において未成立、公安省主管）は、サイバーセキュリティ保護義務違反に対する行政制裁に加え、個人データ保護政

¹CPTPP協定においては、ベトナムのサイバーセキュリティ法又はサイバーセキュリティ関連法令に基づく措置について、発効後5年間紛争解決の規定の適用外とする旨のサイドレターを、日本政府とベトナム政府との間で交わしている。

令が規定する義務違反に対する制裁を定める。一定の違反行為に対して追加的な重い制裁を科す旨規定するが、具体的に、どういった違反行為が重い制裁の対象となるか明確ではない。また、データ主体からの要請後 48 時間以内にデータ管理・処理者等が対象データを削除しない場合を制裁の対象としている。この点、産業界からは、災害発生時や休業日を考慮すると 48 時間以内の対応は実務上困難という懸念が示されている。さらに、個人データの越境移転に係る義務に反した場合の追加制裁として、違反行為を犯した者が外国人である場合に、ベトナムから追放する旨規定している。

2026 年 1 月 1 日には、個人データ保護法が施行された（公安省主管）。基本的に、個人データ保護政令の義務規定を踏襲しつつも、適用範囲を拡大し、AI における個人データ保護等新たな規定も追加された。個人データの越境移転は以下のとおり定義されている。

- a) ベトナム国内に保管されている個人データをベトナム国外に設置されたデータ保管システムに移転すること
- b) ベトナム国内の機関、組織、個人が、ベトナム国外の組織、個人に個人データを提供すること
- c) ベトナム国内又は国外の機関、組織、個人が、ベトナム国外のプラットフォームを使用して、ベトナム国内で収集された個人データを処理すること

また、個人データ処理影響評価書類及び個人データ国外移転影響評価書類について、書類記載事項に変更があった場合は、6 か月ごとに定期的に更新すべきこと、また、特定の事象（会社の解散・合併、個人データ保護組織・専門家の変更、事業職種やサービスの追加・変更）があった場合は、直ちに更新すべき旨の規定が追加された。加えて、個人データ保護に関する法令違反行為に対する行政処分として、違反者である組織又は個人への行政罰金が導入された。

なお、個人データ保護法の下位規則である個人データ保護法施行政令が、同法の施行に併せて 2026 年 1 月 1 日から施行されており、これに伴い個人データ保護政令は失効した。

<国際ルール上の問題点>

越境移転の際には個人データ越境移転評価を実施し、事前に公安省に提出することを義務付ける等の規定について、実際の運用において外国事業者がベトナム国内事業者よりも実質的に不利に扱われる場合には、GATS 第 17 条並びに CPTPP 協定 9 条 4 項及び 10 条 3 項の内国民待遇義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

日本政府は、個人データ保護政令については、2021 年 4 月に実施されたパブリックコメントの際に意見書を提出したほか、2021 年 4 月の WTO 対ベトナム TPR や WTO サービス貿易理事会等の場で、本政令案に対する懸念を表明してきた。2023 年 5 月に公表されたサイバーセキュリティ分野における行政違反に対する罰則政令案についても、パブリックコメントに意見書を提出し、WTO サービス貿易委員会等の場で懸念を表明している。

今後も個人データ保護法及び個人データ保護法施行政令の運用の状況を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会等を通じて、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(3) データ法

<措置の概要>

2025 年 7 月 1 日に施行されたデータ法は、包括的なデータガバナンスについて定める。国家機関へのデータ提供について、国内外の組織、個人が所有するデータを国家機関に提供することを奨励するとともに、組織、個人に対して、緊急事態、国家安全保障に対する脅威があるが緊急事態の宣言には至らない場合、災害・暴動・テロの防止の場合には、データ主体から同意を得ることなく、当局の要求に応じて国家機関にデータを提供すべき旨定める。核心データおよび重要データの国境を越えた転送および処理については、国防、安全保障、国家利益、公的利益、データ主体の合法的な権利および利益、データ所有者の合法的な権利及び利益をベトナムの法律及びベトナムが加盟している国際条約に従って保護することを保証すべき旨を定め、その詳細は、政府が今後定めると規定。

規制対象となる重要データは、国防、安全保障、外交、マクロ経済、社会の安定、健康および公共の安全に影響を与える可能性のあるデータと定められ、核心データは、国防、安全保障、外交、マクロ経済、社会の安定、健康

および公共の安全に直接影響を与える重要なデータと定められている。重要データ或いは核心データに該当するデータは、政府が今後定めると規定。

2025年7月1日、ベトナム公安省は、上述のデータ法の施行に併せて、同法の規定内容の詳細や施行措置について具体的に定めた政令及び決定を施行した。

データ法の一部条項の詳細及び施行措置について規定する政令では、重要データ及び核心データの判断基準、政府機関へのデータ提供において当局側が遵守すべき事項、国境を越えたデータの移転と処理に際して実施すべき影響評価等について規定する。科学技術イノベーション活動及びデータの製品サービスに関する政令は、データ仲介サービス、データ分析及び統合サービス、及びデータ取引プラットフォーム事業を提供する組織の長又はそのような企業の法定代理人がベトナム国民、もしくは、ベトナムに永住していなければならない旨規定する。重要データ及び核心データのリストの公表に関する決定は、データ法第3条第6項及び第7項が規定する重要データ及び核心データに該当するデータを定める。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり、重要データ及び核心データに該当するリスト及び判断基準が規定されたが、曖昧な記載・基準となっているため、当局による恣意的な判断を許容しかねず、重要データに係る規制対象となるデータ所有者やデータ管理者に対して不要な萎縮効果をもたらすことが懸念される。また、国境を越えた重要データ又は核心データの移転又は処理において、事前の影響評価の実施と当局への提出が義務となっているところ、その審査基準が客観性を欠き曖昧であるため、データ所有者に過度な負担が発生し、市場参入や事業継続検討時の懸念材料になると同時に、ベトナム国内でデータを集約し管理している国内事業者と比べて、事実上不利な競争環境に置かれる可能性がある。

また、データ仲介サービス等を提供する「組織の長又はそのような企業の法定代理人」（組織の長等）がベトナム国民、もしくは、ベトナムに永住していなければならない旨が規定されているが、組織の長等をベトナム国民または永住者に限定することは、GATS 及び各 EPA のサービス貿易章における内国民待遇義務に係る約束内容との整合性が問題となり得る。

さらに、各 EPA 投資章や投資協定との関係では、データ仲介サービス等の組織の長等に対して、ベトナム国籍を要求する規定について、本規定の対象が各 EPA 及び投資協定に規定される外国（他の締約国）の投資家及びその投資活動並びに対象投資財産に当たる場合、内国民待遇義務との関係で問題となり得る。加えて、組織の長等が経営幹部等を意味する場合、企業に対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することを禁止する、CPTPP 第9章11条1項及びRCEP 協定第10章7条1項（経営幹部及び取締役会）、並びに（日ベトナム EPA に組み込まれた）日ベトナム投資協定第4条1(f)（特定措置の履行要求の禁止）との整合性が問題となり得る。また、運用によっては、「投資家が自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないこと」を条件に、企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の過半数に投資受入国の国籍を要求することを認める CPTPP 第9章11条2項及びRCEP 協定第10章7条2項の規定との整合性も問題になる可能性がある。また、組織の長等をベトナムに永住する者に限定することについては、CPTPP、RCEP 協定の投資章との関係では、その運用によっては、「投資家が自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げられないこと」を条件に、企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の過半数に投資受入国の居住者であることを要求することを認めるCPTPP 第9章11条2項及びRCEP 協定第10章7条2項の規定との整合性も問題になる可能性がある。

<最近の動き>

データ法については、日本政府から、2024年12月、その関連政令及び決定案については、2025年3月及び6月のWTO サービス貿易理事会の場で、懸念を表明した。

今後も下位法令制定の動き及び運用の状況を注視するとともに、関係国と連携しつつ、WTO サービス貿易理事会等を通じて、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

(4) 外国資本の小売業に対する経済需要審査（ENT） 【新規掲載】

<措置の概要>

2018年1月15日、ベトナムにおける外資系企業の商品売買活動などに関する商法および外国貿易管理法の細則を定める政令（09/2018/ND-CP、以下「本政令」とする）が公布され、同日施行された。ベトナムにおいて小売店舗を設立する外国投資家は、本政令 22 条及び 23 条に基づき、設立許可証を取得する必要があるが、2 店舗目以降の設立については、一定の免除要件（面積が 500 平方メートル未満であり、商業施設内で設立され、かつ、コンビニエンスストアまたは小型スーパーマーケットに該当しないこと）を満たさない限り、経済需要審査（ENT）の実施が義務づけられる。ENT の実施にあたっては、小売店舗が設立される省の人民委員会が設置する ENT 審議会が、本政令 23 条 2 項に規定される審査基準（新設予定の小売店舗が影響を及ぼす関連地理的市場の規模、当該地理的市場に既に存在する小売店舗の数、国内労働者の雇用創出等の社会経済発展への貢献等）に基づいて審査の上、小売店舗の設置の承認・不承認を判断することとなっている。

<国際ルール上の問題点>

ベトナムは、CPTPP 附属書 I（越境サービス貿易及び投資に関する現在留保）において、協定発効日（2019年1月14日）から5年後、ENTを廃止することを約束していた。しかし、協定発効から5年以上が経過している2026年3月末現在においても、ENTの実施根拠となる本政令の廃止や改正は行われていない。

なお、ベトナム国際条約法（法律 108/2016/QH13） 6 条 1 項では、国際条約と国内法令の規定に齟齬がある場合、条約が優先される旨規定されており、本政令 4 条 1 項においても、同趣旨の規定が設けられている。このため、CPTPP と矛盾する ENT は CPTPP 加盟国の外国投資家には適用されないとも解されるが、現場の運用においては本政令を根拠に ENT が実施される可能性が残っており、この場合、CPTPP に違反する可能性が高い。

<最近の動き>

ベトナム政府は、2025年9月29日、本政令の改正案を公表した。同改正案によれば、CPTPP における ENT 適用廃止の約束を履行するため、CPTPP 加盟国からの投資家が一定の条件に該当する小売店舗を開設する場合、設立許可証取得の手续に ENT は不要となることが明記されている。但し、2026年3月末現在、本政令の改正は実施されていない。

我が国は、二国間協議において懸念を表明した。引き続き本措置の動向を注視し、適切な対応を求めていく。

知的財産

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<措置の概要>

我が国関係機関の調査（※JETRO「中越国境における中国からベトナムへの模倣品流通実態調査」2016）によれば、模倣品・海賊版の多くが中国から流入しているものの、税関での差止件数は数十から百件程度との報告がなされており、税関では不正商品のごく一部を差し止めているのみと考えられる。

加えて、他の調査（※JETRO「ベトナムにおける模倣品流通実態調査」2020）によると、電気製品・家電製品、衣服、バイク及び自動車部品を中心として、様々な市場で模倣品が見られるとの報告がある。

この点、ベトナムは、密輸・模倣品・不正売買防止を指導する国家委員会（389 指導委員会という政府横断組織）を有しており、模倣品・海賊版の摘発の強化等が近年見られる一方、広範な製品についての模倣品・海賊版が、依然として市場に出回っている状況にあるとの報告もされている（ICC BASCAP「PROMOTING AND PROTECTING INTELLECTUAL PROPERTY IN VIETNAM」（2019年5月））。

さらに、他の調査（出版広報センター海賊版対策ワーキンググループ「ベトナムを発信源とする海賊版サイトの伸長に関して」2020年10月）によると、海賊版サイトにおいて漫画の著作権侵害が広く行われているところ、ア

クセス数上位10サイトのうち5サイトのIPアドレスがベトナムであるとの報告がされている。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景としては、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<国際ルール上の問題点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（41条～61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（41条）。また、日ベトナム EPA においても、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を十分かつ効果的に行使するための措置をとることや（80条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとること（83条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための適切な措置をとることも義務づけられている（85条）。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

2019年、ベトナム科学技術省が2030年までの国家レベルの知的財産戦略を作成した（Decision No.1068/QD TTg）。同戦略には、知的財産権の執行をより改善し、知的財産権侵害を減少させることが盛り込まれている。また、インターネット上の不正商品対策に関しては、電子商取引における偽造防止と消費者保護の計画（Decision No.319/QD-TTg）が2023年3月29日から施行され、「Decision No.319/QD-TTg」に対する実施の取組の一部として、2025年11月3日、商工省は、国会において審議を受けるために電子商取引法の法案を提出した。本法案が施行されれば、電子商取引に関する初めての一般的・概括的な法律となる。

また、2021年4月には、日本国特許庁とベトナム社会主義共和国商工省市場管理総局との間で、知的財産権の保護及び執行における協力に関する覚書（MOC）が締結された。同年11月及び2022年11月には、ホーチミン市において税関・市場管理局等の職員を対象とした模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーが日本国特許庁・JETROの主催で開催された。2024年2月には、ハノイ市において税関・市場管理局等の職員を対象とした模倣品の取締りに関する実践的なノウハウを提供するセミナーを日本国特許庁・JETRO及びベトナム商工省市場管理総局・科学技術省の共催で実施した。2024年12月には、日本国特許庁が活動を支援しており、JETROが事務局であるIPPF（国際知的財産保護フォーラム）とベトナム商工省市場管理総局との間でMOUが締結された。今後も両国で連携して執行強化が図られていくことが期待される。

3. インドネシア

内国民待遇

(1) 小売業に関するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2012年8月、インドネシア商業省は、フランチャイズ活動に関して、フランチャイザーと中小事業者との事業パートナーシップの強化や国産品の利用促進を目的として、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令 2012 年 53 号」を公布した。その後当該法令は破棄され、「フランチャイズの実施に関する商業大臣令 2019 年第 71 号²⁾」及び「フランチャイズに関する政令 2024 年第 35 号³⁾」へと引き継がれている。

これらの最新法令では、当初の商業大臣令 2012 年第 53 号に規定されていた「フランチャイザーとフランチャイジーは、原材料、事業設備の利用及び品物の販売において、80% 以上の国産の物品あるいは役務を用いる義務を負う」（19 条）旨の国産品の利用に関する最低水準の設定は撤廃され、以下の抽象的な国産品利用義務が定められている。

- ① 「フランチャイズの当事者は、フランチャイザーの書面に定める商品及び役務の品質に関する基準を満たす限り、国内で生産された商品及び役務の使用を優先するものとする。」（商業大臣令 2019 年第 71 号 18 条 1 項）
- ② 「国産品及び国産サービスの利用の優先は法令の規定に基づき実施する」（同 18 条 3 項）
- ③ 「フランチャイズの組成にあたり、フランチャイザーは原材料の国産処理化を優先する。」（同 19 条）

さらに、伝統市場、ショッピングセンター、モダンストア（ミニマーケット、スーパーマーケット、デパートメントストア、ハイパーマーケット、卸売の形態で物品を販売するストア）の整備と育成の最適化などを目的として、2013年12月に公布された「伝統市場、ショッピングセンター、モダンストアの整備と育成指針に関する商業大臣令 2013 年 70 号」（2014 年 6 月施行）もその後破棄され、「ショッピングセンター及びセルフサービス店の発展、管理及びガイダンスの指針に関する商業大臣令 2021 年第 23 号⁴⁾」及びその改正令を行う商業大臣令 2022 年第 18 号⁵⁾に引き継がれている。

この最新法令では、当初の商業大臣令 2013 年第 70 号に規定されていた「ショッピングセンターとモダンストアは取り扱う物品の数量と種類の 80% 以上は国産品を提供する義務を負う」（第 22 条）旨の国産品の利用に関する最低水準の設定は撤廃され、以下のとおり、抽象的な国産品の優先義務が定められている。

- ① 「ショッピングセンターの経営は、以下を提供しなければならない。
 - a. 零細企業及び小規模企業の能力に応じた販売価格又は賃料で、提携を目的とした戦略的かつ適切な事業スペース、及び/又は
 - b. 国産ブランドの国産製品をマーケティングするための戦略的かつ適切な販促スペース及び/又は事業スペース」（商業大臣令 2021 年第 23 号 7 条 5 項）
- ② 「第 5 項に規定の零細企業及び小規模企業向けに事業スペース及び/又は販促スペースを提供すること、及び/又は国産ブランドの国産製品をマーケティングする義務は、法令の規定に従い、ショッピングセンターの面積の少なくとも 30% を対象とする。」（同 7 条 7 項）
- ③ 「セルフサービス店が商品供給の協力を実施する場合は零細中小企業を関与させなければならない、国産品の供給を優先させなければならない。」（同 9 条）。

<国際ルール上の問題点>

これらの措置は、国産品との関係で輸入品を不利に扱うものとして、GATT 3 条（内国の課税及び規則に関する

²⁾ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/128632/permendag-no-71-tahun-2019>

³⁾ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/297489/pp-no-35-tahun-2024>

⁴⁾ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/166545/permendag-no-23-tahun-2021>

⁵⁾ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/223546/permendag-no-18-tahun-2022>

内国民待遇) 4 項「いずれかの締結国の領域の産品で他の締結国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する全ての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

2013年11月以降の経済産業省とインドネシア商業省との対話(2024年版不公正貿易報告書102頁参照)に加えて、直近までのWTO・TRIMs委員会の場においても、日本は米国とともに本措置への問題提起を行っている。なお、インドネシアは2025年7月22日に締結された米インドネシア合意にて、米国企業と米国原産品のみをローカルコンテンツ要求から免除することを約束している⁶。これが実現されればGATT1条(最恵国待遇義務)に違反する可能性があり、我が国としても状況を注視していく必要がある。

(2) 輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置

<措置の概要>

インドネシアは、所得税法(2008年法律36号)22条に基づき、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額の2.5%、7.5%、10%を所得税の前払い(条番号に基づきPPh22と略称されることがある)として徴収し、年度終了後に確定納税額と精算し、過払分を還付している。対象品目は消費財であり、国産品の利用可能性や国内産業の発展等を勘案して、財務大臣令において、対象品目と商品毎の前払い税率が定められている。

本制度に関して、インドネシアは、数度前払い税率の引き上げを実施している。具体的には、2013年に502品目について2.5%から7.5%に引き上げ、2015年に240品目について7.5%から10%に引き上げた。また、2018年9月には、①完成車等の贅沢品、②電化製品等の国内生産可能な消費財、③建材・タイヤ等の消費過程で使用される財など、1147品目について、前払い税率を7.5%又は10%に引き上げた。インドネシア財務省は、2018年の引き上げの目的について、ルピア安対策として、輸入品を管理し国産品の使用を奨励するためであると説明している。

さらに、2022年には、財務大臣令2022年第41号によって、輸入業者認定番号(API)を保有している場合でも前払い所得税を716品目について10%、1188品目について7.5%とする税率の改定がなされた。なお、新たな税務管理システム導入に伴う整備規則である財務大臣令2024年第81号が2025年1月1日に施行されたことにより、財務大臣令2022年第41号は無効となり、また当該財務大臣令2024年第81号も数度にわたり改正されているものの、前払い所得税が10%、7.5%とされる品目数に変更は無い。

所得税の輸入時前払いは、輸入事業者に金利分を負担させ、キャッシュフローを悪化させる。また、税務当局が還付額を不当に減額する事例も見受けられる。多数の品目に対する前払い税率の引き上げはこのような悪影響を増大させる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

所得税の輸入時前払い制度は、同様の徴収方法が課せられていない国内産品と比較して、輸入品についてのみ、手続的な負担や金利上の不利益を課す点で、内国税又は内国規制に関する内外差別(GATT3条2項又は4項)に該当する。

また、国内税(GATT3条2項)は、税金支払義務が国内事由(輸入品の流通、販売、使用又は運搬等)によって発生するものを指すところ、本税が輸入品の輸入額に課される点で、国内事由ではなく輸入行為自体によって生じるものであり、国内税ではなく輸入税・輸入課徴金と解する余地がある。本税が輸入税・輸入課徴金と整理しうる場合は、品目及びインドネシアの譲許表上の輸入税の記載次第で、輸入税に関する約束違反(GATT2条1項(b))に該当する可能性がある。

なお、「国内法令(注:本措置の場合、税制関連法令が問題となる)の遵守」という正当化目的(GATT20条(d))の余地に関しては、税収確保に関して、輸入品による販売収益への課税が国産品による販売収益への課税に比して困難であるという事情は想定し難いため、国産品について同様の前払い制度を講じていないという国産品・

⁶ The White House: *JOINT STATEMENT ON FRAMEWORK FOR UNITED STATES-INDONESIA AGREEMENT ON RECIPROCAL TRADE*, July 22, 2025, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/07/joint-statement-on-framework-for-united-states-indonesia-agreement-on-reciprocal-trade/> (最終閲覧日:2026年2月1日)

輸入品の取扱いの差を説明できず、正当化の主張が認められる可能性は低い。

<最近の動き>

2018年8月にインドネシア財務大臣が前払い税率の引き上げ案に言及した後、我が国は、現地大使館から、財務大臣等のインドネシア政府関係者に、再考や中間財等の除外について働きかけを実施した。2019年5月には、日インドネシア官民対話において議論した。現状、対象品目は基本的には消費財に限定されているが、引き上げがさらに拡大しないよう注視していく必要がある。

(3) オーディオ機器等の強制規格 【新規掲載】

<措置の概要>

インドネシアでは、国内で流通する製品の品質を保証するため、インドネシア国家規格（SNI：Standard National Indonesia）を定めている。SNIは原則として任意規格だが、政府が指定するSNI強制品目（2025年1月時点で321品目、対象品目は拡大傾向）は、認証取得を義務付けており、未取得の場合は輸入や流通が許可されない。

2024年6月以降、SNI認証に関する複数の工業大臣規則が順次改正・施行され、鉄鋼製品、カーオーディオ、タイヤなど幾つかの製品を対象として、海外で製造を行う事業者は1社につき1人のインドネシア国内での公式代理人（Official Representative）の指名や自社ブランド登録、公式代理人と同じ地域、又は近隣地域への製品保管用倉庫の確保等を義務付けた。

<国際ルール上の問題点>

SNIの強制実施は国内製品の品質保証を目的としているものの、海外製造事業者に対する追加的負担、輸入の事実上の制限が課されており、また本規則にはこれらの要求事項の対応に必要な登録手続や工場監査などに要する十分な移行期間が盛り込まれておらず、TBT通報によるコメント受付がされないまま改正・施行されているケースもある。したがって、TBT協定の内国民待遇義務、透明性の原則に抵触する可能性があり、また、その達成手段が政策目的に照らして過剰な規制である疑義もある。

<最近の動き>

日本政府としては、2025年11月のWTO・TBT委員会の中でオーディオ及びビデオ電子機器に関するインドネシア国家規格の強制実施に対し、公式代理人指名義務や自社ブランド登録義務、移行期間の不足に関する懸念を表明した。また韓国からも日本と同様の懸念が表明された。

インドネシアからは日本、韓国から提起された懸念について適切に留意し、更なる検討のために産業省と協議する旨のコメントがあったが、今後の動向を注視していく必要がある。

数量制限

(1) 輸入制限措置（鉄鋼製品、繊維製品、電気製品等）

<措置の概要>

インドネシアは、従来から米（輸入登録制：商業大臣令2014年19号）、塩（輸入制限：商業大臣令2012年58号）、鉄鋼（輸入制限：商業大臣令2018年110号、同2020年3号）、繊維製品（輸入登録制：商業大臣令2019年77号）、電気製品（エアコン等）（輸入制限：商業大臣令2020年68号）、中古資本財（輸入制限）など幅広い製品について、国内産業保護を目的として、多種多様な輸入制限措置を講じてきた。

上記の通り品目ごとに制定されてきた煩瑣な輸入制限制度を一括管理すべく、大統領令2022年第32号により、2022年2月から「商品バランス制度（Neraca Komoditas）」が開始された。商品バランス制度では、輸出入の承認を政府の定める需給バランスに従って行うとされる。一時対象品目を拡大する方針が示されていたものの、2025

年2月3日に施行された大統領令 2025 年第 7 号により、石油、天然ガス、砂糖、塩、トウモロコシ、米、牛肉、水産物、ニンニクの合計 9 項目のみとなった。

輸出入管理の細則は商業大臣令 2021 年第 20 号（2021 年 4 月公布、同年 11 月施行）等に規定され、上記の通り従来製品ごとに適用されていた輸入規制を代替するものとされている。輸入者は規制対象物品を輸入する場合、ビジネス輸入承認書（Import Business Approval）を取得するために、通関のポータルサイトであるインドネシア・ナショナル・シングル・ウインドウ・システム（SINSW：Sistem Indonesia National Single Window）を通して、商業大臣に電子申請を行う。輸出承認書・輸入承認書の発行は、政府が決定した商品の需給バランスに基づいて行われる。かかる輸出入の管理は、各省庁のシステムを統合・一体化した「国家商品バランスシステム（SNANK：Sistem Nasional Neraca Komoditas）」を通じて実施されるとされる。

ところが、その後の商業大臣令の改廃⁷により、一本化されていた規制が再び商品カテゴリー別に分割され、カテゴリーに応じて異なる申請方法、要件、及び処理状況等が定められることとなった。アパレル・アクセサリーに関しては、2025 年 8 月 30 日施行の商業大臣令 2025 年第 17 号に基づき技術診断書が新たに必要とされることになり、輸入規制が強化された。

<国際ルール上の問題点>

輸入される許可数量が相当程度限定されている場合は、WTO 協定が定める「裁量的な…輸入の許可制度」の撤廃（セーフガード協定 11 条）や、数量制限の一般的廃止（GATT 11 条）に抵触する可能性がある。また、WTO 通報を欠いている点、申請要件・審査基準・審査期間等の手続が不透明である点、さらに、輸入承認手続に大幅な遅延が生じる場合にはその点においても、輸入ライセンス協定に抵触する可能性がある。

旧制度においても様々な物品で輸入許可手続の大幅な遅延等が生じていたが、鉄鋼製品・繊維製品をはじめとした多くの製品について、現行制度においても、輸入許可手続が大幅に遅延する状況は変わっていない。また、輸入許可も、申請を大幅に下回る量に対してしか得られない事態が恒常化している。かかる運用は深刻な輸入障壁と言うほかなく、上記輸入ライセンス協定に抵触するほか、GATT 11 条の数量制限の一般的廃止に反する可能性が高い。

<最近の動き>

商品バランス制度の導入以降、従来の輸入申請システムが稼働を停止した一方、新制度に対応した SNANK の稼働に遅延・不具合があり、一部製品で輸入承認手続の滞留により輸入が滞るなど混乱を招いている。

特に鉄鋼製品に関しては、申請した数量の一部しか輸入承認されない事例が実際に起きており、①システム（SNANK）の機能不全のほか、②輸入承認申請のための提出書類の内容が複雑であること、③一般輸入業者登録番号（API-U）を有する輸入業者が原材料としての鉄鋼の輸入の手続きが非常に困難であること、等の問題も指摘されている。

日本は、従来から、物品貿易理事会、TRIMs 委員会等の WTO の各種委員会や、対インドネシア TPR 審査等の場でも懸念表明を積極的に行ってきた。また、産業の被害状況によっては、現地大使館を通じてインドネシア政府に申し入れを行う等、二国間での意見交換も機動的に行っている。経済産業大臣は、インドネシア関係閣僚との会談時に、各輸入承認手続が透明性をもって円滑に運用されるよう働きかけを行った。

引き続き、制度の移行・運用状況を注視するとともに、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

(2) 丸太・製材等の輸出規制等

<措置の概要>

インドネシアは、丸太・製材等の輸出について、1998 年 4 月に輸出税を従量税方式（材積あたり）から従価税方式（価格あたり）に改め、輸出税率を 1998 年 4 月に 30 %、1999 年 3 月に 20 %、同年 12 月に 15 % まで引き下げ、輸出総量の設定等を実施した後、2001 年 10 月に違法伐採対策を理由に丸太の輸出を禁止した。輸出が認めら

⁷ 商業大臣規程 2021 年第 20 号は、商業大臣令 2022 年第 25 号、商業大臣令 2023 年第 36 号、商業大臣令 2024 年第 3 号、商業大臣令 2024 年第 7 号、商業大臣令 2024 年第 8 号、商業大臣令 2025 年第 16 号～商業大臣令 2025 年第 24 号、商業大臣令 2025 年第 37 号によって改廃されている。

れる木材製品の基準等については、その後、数回に渡って細かな変更がなされている。

<国際ルール上の問題点>

丸太・製材等の輸出禁止は、GATT 11 条に違反する可能性がある。なお、違法伐採対策を理由にした丸太の輸出禁止については、インドネシア国内で、天然林や泥炭地の一部を除き、森林の伐採に関する制限が行われていないとともに、丸太の消費・流通に対する制限も行われておらず、インドネシアが拠り所とする GATT 20 条 (g) 項 (有限天然資源の保存に関する措置) に基づく例外と認めることは困難である。

<最近の動き>

商業大臣令 2024 年第 10 号 及び 第 20 号並びに 2025 年第 8 号によると、引き続き木材等 (合計 146 品目) が輸出禁止商品となっており、今後も当該措置について注視していく。

(3) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題

<措置の概要>

2009 年 1 月、インドネシアは鉱業法の改正 (新鉱業法) を公布・施行し、以下の措置を導入した。

① 高付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で製錬・精製を行うことを義務づけ。

② 生産量及び輸出量の統制

インドネシア政府は、国家利益を最優先するため、年間生産量を決定することができ、輸出を管理することができる。

③ ローカルコンテンツ要求

現地の労働力、国内の物品及びサービスを優先して使用することを義務づけ。

④ 国内供給優先義務・国内資本への株式譲渡義務

インドネシア国内の鉱物資源の生産者に、エネルギー・鉱物資源省大臣の規定する一定割合を国内のユーザーに供給することを義務づけ。

その後新鉱業法の運用に関する細則として、2012 年 2 月に高付加価値義務に関する大臣令及び、インドネシア資本への株式譲渡義務に関する政令改正が発表された。前者は、高付加価値化・国内製錬義務の実現のため、2014 年 1 月以降の未加工鉱石の輸出を禁ずるものであり、後者は、投資後 10 年以内にインドネシア資本比率を 51 % まで高めること等を定めている。また、2012 年 5 月には、鉱物資源に対して一律 20 % の輸出税を課す財務大臣令が発出された。

2014 年 1 月には、未加工鉱石の輸出禁止の実施を目前にして高付加価値義務を定める大臣令が改正され、一部の精鉱 (銅精鉱など、純度を一定程度上げた原材料) については、輸出禁止の実施が 2017 年 1 月に延期され、同時に輸出税が導入されたが、その他の未加工鉱石の輸出は 2014 年 1 月以降禁止された。2017 年 1 月 11 日に関連大臣令が改正・施行され、暫定措置が延長された。銅については、従前の暫定措置 (精鉱の輸出許可制度) が 5 年間延長され、ニッケルについては、低品位の鉱石について、国内精錬能力の 30 % 以上が国内精錬所に供給される、鉱山会社が 5 年以内の精錬所の建設をコミットする等の条件を満たした場合にかぎり、5 年間一部の輸出が認められた。しかし、2019 年 8 月に発出された大臣令では、ニッケルの一部輸出を認めるとした 5 年間の暫定措置の期限が 2 年間前倒しとなり、2020 年 1 月 1 日からニッケル鉱石の輸出が禁止された。2020 年 6 月の新鉱業法改正を受け、同年 11 月、従前輸出が許可されていた一部の精鉱類に限り、未加工鉱物の輸出許可期限が 2023 年 6 月 10 日まで延長され、さらに銅、鉄鉱石、鉛及び亜鉛の輸出許可期限は 2024 年 6 月 1 日まで延期されたものの、最終的に輸

出が禁止された。

他方で、「輸出禁止商品に関する商業大臣令 2023 年第 22 号」⁸第 6 条に基づき、ラテライト鉄精鉱（ゲータイト、ヘマタイト、マグネタイト。鉄含有率 50 %以上、Al₂O₃・SiO₂ 含有率 10 %以上）、銅精鉱（銅含有率 15 %以上）、鉛精鉱（鉛含有率56%以上）、亜鉛精鉱（亜鉛含有率 51 %以上）及びアノードスライムは、2024 年 6 月 1 日より輸出禁止と定められていたが、商業大臣令 2024 年第 10 号⁹に基づく改正により、輸出禁止の開始時期が 2025 年 1 月 1 日に変更されていた。2025 年 1 月 1 日までに、「輸出禁止商品に関する商業大臣令 2023 年第 22 号」第 6 条の更なる改正は行われなかったため、商業大臣令 2024 年第 10 号に従い、2025 年 1 月 1 日より上記の輸出禁止が適用されている。

さらに、「鉄鋼資源のための施設建設の完了に関する鉱物資源大臣令 2024 年第 6 号¹⁰」により、一定の要件を満たす業者に関して、対象鉱石に関する輸出禁止が 2024 年 12 月 31 日まで延期されていたが、その後、輸出禁止の再延期に関する法令が制定されていないため、2025 年 1 月 1 日より、全ての業者に輸出規制が適用されることとなった。ただし、銅に限定して、一定の場合の例外措置が導入されている。「鉄鋼資源のための施設建設の完了に関する鉱物資源大臣令 2024 年第 6 号の改正に関する鉱物資源大臣令 2025 年第 6 号」¹¹に基づき、以下の条件を満たす鉱業事業許可（IUPK）保有者は、加工済み銅の輸出を限定数量で一時的に承認申請することが可能となった。

- (a) 銅製錬施設の建設を完了していること
- (b) 検証済みの不可抗力事由により操業不能に陥っていること
- (c) 修理作業に時間を要すること

この緩和措置は承認から最長 6 か月間認められ、エネルギー・鉱物資源省による修理進捗評価を条件に、3 か月間の 1 回のみ延長が可能である。この期間中、IUPK 保有者は最低限の加工要件を遵守し、適用される輸出関税を支払い、製錬所復旧に関する定期的（月次）報告を提出しなければならない。

<国際ルール上の問題点>

①付加価値化・国内製錬義務

インドネシアで採掘した製錬・精製前の鉱物を輸出することが不可能になった場合や、輸出許可制により製錬所の建設コミット等の許可要件を課すことは、事実上の輸出規制として、GATT 11 条（数量制限の一般的廃止）に抵触する可能性がある。加えて、エネルギー・鉱物資源物品の輸出入の制限に関して GATT の関連規定に従う義務を再確認した日インドネシア EPA 99 条（輸入及び輸出の制限）にも抵触する可能性がある。

②生産量及び輸出量の統制

政府による恣意的な輸出量の制限等が実施された場合、①と同様に、GATT 11 条及び日インドネシア EPA 99 条に抵触する可能性がある。

③ローカルコンテンツ要求

国産品や国内のサービスの使用の義務づけは、GATT 3 条・TRIMs 2 条及び日インドネシア EPA 63 条に抵触する可能性がある。

④国内供給優先義務

所定の国内需要を満たさなければ輸出ができない点において、GATT 11 条（数量制限の一般的禁止）に抵触する可能性がある。

⑤インドネシア資本への保有株式の譲渡義務

我が国企業の保有株式についてインドネシア資本への譲渡義務を課すことは、日インドネシア EPA 59 条（内国民待遇）及び 65 条（収用及び補償）に抵触する可能性がある。

⁸ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/260133/permendag-no-22-tahun-2023>

⁹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/287375/permendag-no-10-tahun-2024>

¹⁰ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/288524/permen-esdm-no-6-tahun-2024>

¹¹ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/317658/permen-esdm-no-6-tahun-2025>

⑥投資家が有する「正当かつ合理的な期待」の侵害

上記の規制等が日本の投資家（企業等）が投資時点で有していた「正当かつ合理的な期待」を侵害し、損害又は損失を生じさせる場合には、日インドネシア EPA 61 条（一般的待遇）にも抵触する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、新鉱業法の成立以降、WTO の物品貿易理事会・TRIMs 委員会、日インドネシア EPA に基づく投資小委員会において繰り返し懸念を表明してきた。また、首脳レベルや閣僚レベルでも繰り返し懸念を表明している。

延期されていた一部の精鉱についての輸出禁止措置は一定の例外を除き実施され、またその他の未加工鉱石の輸出禁止措置は引き続き継続しており、依然として国際ルール上の問題が解消されていない。引き続き本措置を注視していくことが重要である。

なお、インドネシアでは、2014 年 2 月、新通商法が国会にて成立した。本法は 1934 年に制定された旧通商法を刷新するものであり、細則については今後、政令、大統領令及び関係大臣令により定めることとされているが、国産品の使用促進や輸出入の制限、国家規格の使用強制等について政府に権限を与える規定がみられる。また、2013 年 12 月には新産業法が成立、2014 年 1 月に施行されているが、インドネシア政府が、産業資源の開発、産業のエンパワーメント、産業の救済・保護等を目的とした措置として、新通商法と同様に、国産品の使用促進、輸出入の制限等を行おうとしている。

これらの法律は、既存の関連規則を統括し法的根拠を与えるための上位規範であり、本法の策定のみによって具体的な措置が実施されるものではないが、国産品優遇や輸出入の制限について政府に実施権限を与える規定がみられるため、今後、インドネシア政府が本法に基づいて WTO 協定に反するような貿易制限的、内外差別的な措置をとることのないよう、本法及び関連の実施細則の策定・運用状況についても注視する必要がある。

なお、本件措置については、EU が 2019 年 11 月 WTO 紛争解決手続上の協議要請を行い、2021 年 2 月にパネルが設置され、2022 年 11 月にインドネシアによるニッケル鉱石の輸出禁止措置及び国内加工要件は WTO 協定不整合である（GATT 11 条 1 項に違反する輸出禁止・制限にあたり、適用除外事由や正当化事由に該当しない）と判断したパネル報告書が公表された（詳細について第 2 部 第 3 章（数量制限（輸出規制））参照）。これに対し、同年 12 月、インドネシア政府はパネル報告書を不服とし上訴したため、本件は現在上訴審に係属中である。

関税

関税構造

本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 II 部第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

通関法及び関連法規において、一般税率（輸出入関税）、特殊関税（アンチ・ダンピング関税、セーフガード関税）、罰金及び追徴金の還付手順などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率、日インドネシア経済連携協定（日インドネシア EPA）税率、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定税率又は地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率（インドネシアにおいて 2023 年 1 月発効）等が適用される。また、環境、公共、科学的な目的や一次輸入小口貨物及び輸出を前提として輸入される原材料などに対する税制優遇措置（輸入関税、VAT、奢侈品販売税などの減免措置）がある。

ウルグアイ・ラウンド合意により、非農産品の譲許率が 95.8 % まで向上した。しかし、インドネシアの 2024 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 35.5 % と高水準である。また、2024 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 7.9 % であり、ゴム、皮革及び履物（最高 50 %）、衣類（最高 40 %）、輸送機器（最高 40 %）等の高い譲許

税率が存在する。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるといふ WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO 協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

2008年7月に日インドネシア EPA が発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車及び同部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。また、2024年8月8日には、インドネシアによる自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品計19品目の関税撤廃・引き下げ、特定用途免税制度の改善等を盛り込んだ日インドネシア EPA 改正議定書が締結された。

2023年より鉱物製品に関する輸出関税の引き上げが行われており、2024年6月以降は銅、鉄、鉛、亜鉛の精鉱4品目について、銅7.5%、鉄、鉛、亜鉛について5%の税率が適用されている。

アンチ・ダンピング

日本製冷延鋼板に対する AD 措置

インドネシアは、2013年3月に日本製冷延鋼板に対する AD 措置を発動し、2015年9月にサンセット・レビューを開始したが、現在に至るまで、課税を中止（pending）したままサンセット・レビュー結果を公表しておらず、AD 協定 11 条 4 項に違反するおそれがある（詳細は 2025 年版不正貿易報告書 130 頁参照）。

セーフガード

(1) カーペット及び敷物類に対するセーフガード措置

<措置の概要>

インドネシア政府は、2020年6月、カーペット及び敷物類（Carpets and other textile floor coverings）に対するセーフガード調査を開始し、同年9月21日、調査当局が3年間の追加課税（1年目 85,679 ルピア/m²、2年目 81,763 ルピア/m²、3年目 78,027 ルピア/m²）を勧告した。当該勧告を受けて、インドネシア政府は、2021年2月、セーフガード措置を発動した（当初期間2021年2月17日～2024年2月16日）。さらに、2023年8月に延長調査を開始し、同年11月には措置の3年間の延長が決定されが、その後、原措置の当初期間の終了（2024年2月）後も何ら通報がない状態であった。ところが、インドネシア政府は、原措置の当初期間の終了から6カ月が経過した2024年8月になって、同月から3年間（2024年8月20日～2027年8月19日）措置が延長されると通報した（延長後の追加関税は、1年目 74,461 ルピア/m²、2年目 71,058 ルピア/m²、3年目 67,811 ルピア/m²）。

<国際ルール上の問題点>

インドネシアでは、2019年12月に導入された数量制限措置により、セーフガード調査開始以前からすでに対象製品の輸入が大幅に減少していた（実際、一部の日本企業は、現地代理店が輸入承認を得られないために、日本からのカーペット及び敷物類の輸出が滞る状況であった。）。このような状況においては、当該製品の輸入増による国内生産者の損害は発生し得ず、本措置は当初からセーフガード発動の要件を満たしていなかったと考えられる。

（SG 協定 2 条 1 項、GATT 19 条 1 項(a)）

また、追加関税は従価税ベースで150%以上、材料構成費が現状の1.8倍以上となり、「重大な損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度においてのみセーフガード措置をとる」としているセーフガード協定5条1項に整合しないと考えられる。

2023年11月の延長決定は、上記問題点には直接触れずに措置延長の必要性を認定しているが、発動当初から輸入の急増ないし重大な損害の要件を充足していない以上、かかる措置が「重大な損害を防止し又は救済するために引き続き必要」（セーフガード協定7条2項）の要件を満たすとは考えられない。また、インドネシア政府は、原措置の当初期間が終了した2024年2月から、同措置の延長を通報した同年8月までの期間は、セーフガード措置は発動されていなかったと説明しているところ、6カ月もの断絶をはさんで再開された措置は、もはや原措置の「延長」とは言えず、この意味でも同措置の延長は、セーフガード協定7条2項に整合しない。

<最近の動き>

我が国は、調査中政府意見書を提出したほか、その後もセーフガード委員会、物品貿易理事会、対インドネシアTPR審査、二国間補償協議（SG協定12条3項）等の場で懸念を表明。インドネシア製品と競合関係にない日本製品を除外するよう働きかけを行っている。2023年11月の延長決定の際にも、同様に二国間補償協議を実施し、措置の協定整合性につき懸念を表明した。引き続き、日本製品への影響の軽減に向けてインドネシア政府への働きかけを行う。

(2) アパレル製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2020年10月、インドネシアは、アパレル製品（衣料品・服飾雑貨）に対するセーフガード調査を開始。翌2021年2月に損害認定、11月に措置が発動された（当初期間：2021年11月12日～2024年11月11日。1年目：衣料品1着当たり1万9,260～6万3,000ルピア（約154～505円）、2年目：同1万8,297～5万9,850ルピア、3年目：同1万7,382～5万6,858ルピア）。その後、2024年11月7日に延長調査が開始されたものの、2025年9月29日に調査は終了し、措置の終了が確定した。

本措置による日本への影響はなくなったものの、引き続きインドネシアに対してその他の輸入制限措置の是正を求めていく。

(3) 綿織物に対するセーフガード 【新規掲載】

<措置の概要>

インドネシアは2023年10月27日に33品目の綿織物に対するセーフガード調査を開始した。2025年7月15日にさらに4品目が調査対象に追加され、同年9月16日に損害認定、最終的に、2026年1月10日より計16品目に対してセーフガード措置が発動された。措置期間は3年間で、2029年1月9日までとされている。措置対象のうち14品目については、1年目は3,300ルピア/m、2年目は3,100ルピア/m、3年目は2,900ルピア/mが、残りの2品目については、1年目は3,000ルピア/m、2年目は2,800ルピア/m、3年目は2,600ルピア/mが課される。

<国際ルール上の問題点>

調査期間（2021年から2024年）のうち、輸入量が増加しているのは最初の1年だけで、その後はほぼ横ばいないしは若干の減少傾向すら見せており、インドネシアの国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような輸入の増加（GATT 19条1項（a）、セーフガード協定2条1項）が認められない可能性がある。

また、インドネシアは、事情の予見されなかった発展（GATT 19条）として、米国の各種輸入禁止措置の対象となった中国製品の一部がインドネシアに流入していること、インドのコットン原料（綿花）の輸出制限による綿織物生産と輸出の増加、ベトナムによる繊維生産能力の拡大を挙げているが、これらの各要因とインドネシアへの綿織物の輸入の増加との間の関連性を十分に説明しておらず、客観的な証拠に基づく因果関係の立証を要求するセーフガード協定2条1項及びGATT 19条1項（a）への整合性に疑義がある。

なお、本措置は、対象製品の面積ではなく、長さによってセーフガード税額が定まる。インドネシアでは一般的に繊維製品はロール状で販売され、メートル単位で価格が設定されており、本セーフガード税額の設定もそのような実務を反映したものと考えられる。しかし、生地の幅や厚みは製品ごとに異なるはずであり、運用の場面においてそのような差異が一切考慮されないのか等、本措置には不明確な部分も残る。

<最近の動き>

我が国は、インドネシア政府に対し、WTO 市場アクセス委員会等の場で懸念を表明している。現地に進出する日本企業からも将来的な事業への影響を懸念する声があり、官民で連携し措置の是正を求めている。

貿易関連投資措置

(1) LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求

<措置の概要>

2015年5月以降、インドネシア通信情報省は、LTE 機器（100 Mbps の高速通信を行うことができる次世代の携帯端末向け（スマートフォン、モバイル PC など）の無線通信規格のこと。）について、一定比率のローカルコンテンツ要求（一定水準のローカルコンテンツを満たさない機器については、インドネシア国内で販売することができない。）及び強制規格を規定した（詳細な経緯及び具体的なローカルコンテンツ比率等は 2025 年版不正貿易報告書 132～133 ページ参照）。

さらに、2024年7月25日には、新たに「LTE 技術基準及び IMT-2020 技術基準に基づく電子通信機器及び移動通信機器の技術規格に関する通信情報大臣決定 2024 年第 352 号¹²」が制定・施行されている。同決定は、LTE 及び IMT-2020 の技術基準に基づく一定の加入者局（Subscriber Station）の機器に関して、IMEI 番号を保有すること及び 35% 以上のローカルコンテンツ比率を満たすことを規定している（第 5 条）。また、LTE 及び IMT-2020 の技術基準に基づく一定のベースステーション（Base Station）の機器に関して、40% 以上のローカルコンテンツ比率を満たすことを規定している（第 7 条）。

<国際ルール上の問題>

インドネシア国内で販売する対象端末に対して、国内生産比率を要求する点において、内国民待遇義務違反として、GATT 3 条 4 項及び TRIMs 協定 2 条や日インドネシア EPA 上の義務に抵触するものと考えられる。

<最近の動き>

経済産業省及び総務省は、上記意見募集期間中に、意見提出を行ったほか、関係業界からも意見書を提出した。また、直近までの WTO の TRIMs 委員会や物品貿易理事会等でも懸念を表明している。

(2) テレビ等におけるローカルコンテンツ要求措置

<措置の概要>

インドネシア政府は、通信情報大臣規則 2019 年 4 号（2019 年 6 月施行、2020 年 6 月発効）において、地上デジタル放送等のテレビジョン等に、「国内コンテンツレベル」を 20% 以上満たす必要がある旨規定した。

<国際ルール上の問題点>

「国内コンテンツレベル」の算定方法及び、本規則施行に係る運用状況の詳細は明らかではないものの、国産部品の使用は国内コンテンツレベルとして計上されることから、国産部品の使用が優遇される措置として TRIMs 協定 2 条 1 項及び GATT 3 条 4 項に反する可能性がある。インドネシア政府は、WTO の物品貿易理事会・TRIMs 委

¹² [https://s3.sertifikasi.postel.go.id/production/rumusan/2024/1723560501215008610_KM%20352%20Tahun%202024_compressed%20\(1\).pdf](https://s3.sertifikasi.postel.go.id/production/rumusan/2024/1723560501215008610_KM%20352%20Tahun%202024_compressed%20(1).pdf)

員会等において TV を含むローカルコンテンツ措置全般について、「政府調達、インドネシア国民の生活必需品の需要の充足、戦略的資源の管理に関連して導入している」旨説明しているが、本件措置の適用は政府調達に限定されていないため GATT 3 条 8 項 (a) の政府調達例外には該当しない。また、その他の規制目的についても、本件措置との関連性が明らかではなく、正当化事由を充足するものではない。

<最近の動き>

日本は直近までの WTO の TRIMs 委員会や物品貿易理事会にて懸念を表明し、措置の詳細について説明を求め、是正を求めている。

(3) P3DN政策

<措置の概要>

①政府調達における国内製品の使用義務及び国産化率の規定

P3DN は、国内製品の利用の促進、雇用機会の拡大、国内利用の増加（ひいては世界市場で競争するための産業効率の改善）、外貨の節約、財政支出の最適化を通じた外国製品への依存の低減等を目的とする、インドネシア政府主導のプログラムである。

P3DN に基づき、2018 年政令第 29 号（GR 29/2018）は、以下の主体による国内製品の使用を義務付けている。

- a) 一定の条件¹³を満たした省庁、国家機関及び地方政府
- b) 一定の条件¹⁴を満たした国有企業及び民間企業

また、上記の 2 主体は、国内製品の利用義務に加えて、国産化率（Tingkat Komponen Dalam Negeri）（以下「TKDN」という。）の数値と「会社貢献比重（Bobot Manfaat Perusahaan）（以下「BMP」という。）」と呼ばれる数値の合計が 40 % 以上（TKDN 値は最低 25 %）となるように国内製品を利用する義務を負う。なお、TKDN 及び BMP は、製品ごとに個別に計算される。

その上で、2018 年大統領令第 16 号（Perpres 16/2018）第 66 条により、国内製品の調達・使用義務の例外が定められている。具体的には、政府機関等による商品・サービスの調達は、①商品が国内で生産できない場合、又は②国内生産量だけでは需要を満たせない場合に、輸入によって行うことができるとされている。

さらに、TKDN 及び BMP の法的確実性を高めるため、工業大臣令 2025 年第 35 号¹⁵が制定された（2025 年 12 月 11 日施行）。本大臣令の主目的の一つは、商品と産業サービスの国内調達率を計算・認証するための統一されたシステムを構築することにある。新システムでは、TKDN の計算方法が標準化されており、小規模業者も大規模業者と同様に、商品に適用される一般的な加重係数方式に従わねばならない。もう一つの重要な変更点は、BMP の算定方法の見直しである。これにより TKDN の算定に関して、現地投資、雇用創出、サプライチェーン参画等、企業がインドネシア経済に与える広範な貢献度も考慮されることが明確になった。

②特定の品目に関する国産化率の規定

インドネシア工業省は、携帯電話や TV 及びラジオ放送用通信機器などの特定の品目について、それぞれ一定の国産化率（TKDN）の達成を求めている。こうした品目別の TKDN の達成の要件の対象となる産品を扱う事業者は、定められた国産化率を達成しているとの工業省の証明を取得する必要があり、当該要件を遵守しない場合、処罰の対象となりうる。

¹³ 2018 年政令第 29 号（GR 29/2018）第 57 条 (a) では、省庁、国家機関、非内閣構成政府機関、その他の政府機関及び地方政府は、その財源が国及び地方の予算（国内又は国外の融資又は補助金を含む。）である場合、製品・サービスの調達にあたって国内製品を利用しなければならないと定められている。

¹⁴ 2018 年政令第 29 号（GR 29/2018）第 57 条 (b) では、国有企業、その他の国有法人、地方所有企業並びに民間事業者は、①その財源が国及び地方の予算であり、②その業務活動が中央又は地方の政府と民間事業者との協力を通じて行われていて、③国が管理するリソースを利用している場合には、製品・サービスの調達にあたって国内製品を利用しなければならないと定められている。

¹⁵ <https://peraturan.bpk.go.id/Details/333003/permenperin-no-35-tahun-2025>

<国際ルール上の問題点>

①政府調達における国内製品の使用義務及び国産化率の規定

一定の条件を満たした省庁、国家機関、地方政府、国有企業、民間企業に対し、その調達にあたり、国産品を購入することを義務づけることで、輸入品を国産品よりも不利に扱っている。

一般論として、輸入品を国産品よりも不利に扱う措置は、GATT 3条4項及びTRIMs協定2条1項が規定する内国民待遇義務に違反する可能性が高い。また、サービス提供に影響を及ぼす措置の場合、GATS 17条1項の内国民待遇義務違反にあたる可能性もある。

もともと、GATT及びGATSには、条文の表現は多少異なるものの、いずれも「政府用として」の「政府機関による調達」に関する例外規定が存在する（GATT 3条8項(a)、GATS 13条1項）。TRIMs協定も、GATTの全ての例外規定を準用している（TRIMs協定3条）。よって、これら政府調達例外に該当する場合、上記内国民待遇義務の諸規定は適用されないことになる。（なお、政府調達協定4条にも内国民待遇義務が規定されているが、同協定はWTO協定の一括受諾の対象とされておらず、個別に同協定に加入した国のみがこれに拘束される。インドネシアは、2026年3月末時点で同協定未加入。）

したがって、インドネシアの2018年政令第29号（GR 29/2018）がWTO整合的か判断するに際しては、政府調達例外の外延・射程が問題となる。政府調達例外は、購入が「政府用として（for governmental purposes）」行われ、かつ、産品が「政府機関による調達 procurement by governmental agencies）」行為の対象となっていることを要件とする。

トルコ医薬品に関する措置（DS583）の仲裁判断では、GATT 3条8項(a)例外の「procurement by governmental agencies（政府機関による調達）」について、「調達」とは、政府が産品を「取得又は獲得（acquire or obtain）」するためのプロセスと解され、産品について政府が一定の支配（certain level of control）を及ぼすことが必要とされる。具体的には、同判断では、政府機関による所有権その他の権利取得の有無、法律上又は契約上の権利の取得や行使の有無、価格決定及び支払いの状況、産品の使用状況、占有その他の支配の有無、最終的な利得の帰属、産品から生じる商業上のリスク負担の有無といった事情を総合的に考慮して判断すべきであるとされている。

2018年政令第29号（GR 29/2018）の対象となる国有企業及び民間企業は、①国家／地方政府の予算を財源としている場合、②業務活動が、国家／地方政府と民間事業体との協力を通じて行われている場合、③国が管理するリソースを利用している場合とされているところ、必ずしも、当該民間企業が購入した産品の所有権その他の権利や利得が政府に帰属するわけではなく、産品の購入にあたっての価格決定権限や商業上のリスクが当該民間企業に帰属する場合もあると推察されることからすれば、当該民間企業が行う調達がGATT 3条8項(a)に規定される政府調達には該当しないケースも存在する可能性がある。

以上により、上記の考慮要素を踏まえ、2018年政令第29号（GR 29/2018）の対象となる調達がGATT 3条8項(a)の政府調達例外に該当しない場合には、GATT 3条4項違反となる。

②特定の品目に関する国産化率の規定

インドネシア工業省は、特定の品目について一定の国産化率を満たす産品を購入することを事業者義務づけることで、輸入品を国産品よりも不利に扱っている。当該措置の対象は、政府が調達する品目に限定されておらず、GATT 3条4項及びTRIMs協定2条1項が規定する内国民待遇義務に違反する可能性が高い。また、サービス提供に影響を及ぼす措置の場合、GATS 17条1項の内国民待遇義務違反にあたる可能性もある。

<最近の動き>

我が国としては、2021年11月、2022年4月及び11月のWTO・物品貿易理事会において、インドネシアのP3DN政策について懸念を表明し、それ以降も同理事会やWTO・TRIMs委員会においてインドネシアによる各種ローカルコンテンツ要措置について懸念を表明している。今後も、必要に応じて改善を働きかけていく。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

インドネシア政府は、2009年以降、熱延鋼板や冷延鋼板等の複数の鉄鋼製品に対して強制規格を導入した。また、ブリキ、水道管についても強制規格を導入する旨のTBT通報がなされている。

<国際ルール上の問題点>

TBT協定2条2項において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と規定されている。インドネシア政府は、本強制規格の目的は、粗悪な鋼材の流入を防止し、消費者の安全性を確保するためと主張しているが、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本強制規格は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

<最近の動き>

これまで二国間会合や現地協議等を通じて本強制規格の問題点を指摘し、特定の用途に対する強制規格の適用除外が認められるなど一定の改善は見られた。引き続き、本強制規格の運用を注視するとともに、必要に応じて鉄鋼対話などの場を通じて改善を働きかけていく。

サービス貿易

(1) 外資規制等

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

インドネシアでは、投資法に基づき、民間企業が参入できない分野、条件付きで開放されている分野、外国企業による出資制限比率などを業種ごとに大統領規定で定めている。こうした規制は製造業、サービス業を含む産業を対象とすることから、サービス貿易における第3モード（拠点設置）にもかかわりがある。

投資法に基づく大統領規定（「ネガティブリスト」と呼ばれる）は、累次の改定を経てきた。ここ10年ほどの経緯は次のとおりである。2010年ネガティブリスト（大統領規定2010年36号）は、2014年4月に改定された（大統領規定2014年39号）。本改定により、運輸分野では陸上貨物・旅客ターミナルの運営等の参入禁止分野について49%までの外資出資が認められ、文化観光分野でも内資に限られていた映画宣伝設備（広告、ポスター等）がASEANからの出資を条件として51%までの出資が認められるなど、9の分野で外資規制の緩和がなされた。一方で、エネルギー・鉱物資源の分野の陸上石油ガス採掘サービスや石油ガス設計・エンジニアリングサービス、商業分野での倉庫やディストリビューター等においては外資制限が強化された。2016年5月の、ネガティブリスト改定（大統領規定2016年44号）では、ネガティブリストから記載がなくなった冷凍・冷蔵倉庫、レストラン、カフェ、映画の製作及び配給、投資額1,000億ルピア以上の電子商取引などが、100%外資が認められたと考えられる他、売り場面積が40~2,000平方メートルの百貨店、倉庫、生産系列のないディストリビューター、旅行会社、職業訓練などは外資67%に緩和された。他方、建設関係については、少なくとも公共工事に関して、工事金額・必要な技術・リスクがいずれも低・中程度の案件には外資現地法人が参入できなくなった。2020年11月2日に雇用創出

に関する法律 2020 年 11 号（オムニバス法）が施行され、既存の投資に関する法律 2007 年 25 号（投資法）などが改正された。オムニバス法に基づき、2021 年 3 月にも 2016 年のネガティブリストに代わり、投資事業分野に関する大統領規定 2021 年 10 号・次いで 5 月に 49 号が発効された。2016 年のネガティブリストと比較して（外資比率規制など）特定の要件を持つ事業分野、中小企業等に留保される事業分野及びそれらとのパートナーシップが義務付けられる事業分野について分野数の減少が見られ、ネガティブリストから記載がなくなった分野の 100 % 外資が認められたと考えられる。

なお、外国投資会社の資本金規制に関しては、最低払込資本金は 25 億ルピア以上、土地建物を除く投資額（資本金含む）の合計は 100 億ルピア以上と定められている。

その他、主な外資制限は以下のとおりである。

①電気通信

「投資事業分野に関する大統領規定 2021 年 49 号」においては、民間放送機関、サブスクリプション放送機関について設立の場合は内資 100 %、事業追加又は開発の場合は外資 20 % までとされた。電子商取引分野においては、電子システム及び電子取引の実施に関する政令及び関連規則により、データセンターの国内設置義務や一部のソースコードについて開示義務が規定されている。さらに、自社では通信ネットワークは持たずに SNS やスマートフォンアプリ、コンテンツ等を配信する事業者、いわゆる OTT（Over The Top）については、2016 年 4 月に OTT サービス提供者に対する規制案（インターネットを通じたアプリケーション及び／又はコンテンツの提供に関する 2016 年通信情報大臣令案）が公表され、インドネシアにおいて OTT サービスを提供する外国事業者には、インドネシアの税制に基づいて設立された恒久的施設（Permanent Establishments）を通じて提供することを求め、さらに支払いにおいてはナショナルペイメントゲートウェイを求めるなど、各種の規制が課されている。これらの規制の一部は、GATS 16 条及び日インドネシア EPA 78 条が定める市場アクセス義務、GATS 17 条及び日インドネシア EPA 79 条が定める内国民待遇義務、並びに日インドネシア EPA 第 63 条が定める投資にかかる特定措置の履行要求の禁止に違反する可能性がある。

なお、インドネシア政府は、2019 年 10 月、情報電子取引法施行規則（2012 年第 82 号）を改正し、新たに情報電子取引法施行規則（2019 年第 71 号）を公布した。これによって、データストレージの所在地に関して、民間企業が保有するデータをインドネシア国内へ保管する義務の撤廃を含む、政策変更が見込まれる。

②流通

2016 年ネガティブリストにおいても引き続き、小売業は内資 100 % とされており、具体的には、1,200 平方メートル未満のものをスーパーマーケット、400 平方メートル未満のものをミニマーケットとして内資 100 % に限定されていた。さらに、大統領規定 2007 年 112 号により、商業施設の整備に関する規制が出されている。外資が参入できる大規模商業施設についても、立地、施設（駐車場・安全面）、営業時間などについて規定されていた。「投資事業分野に関する大統領規定 2021 年 49 号」でも、ミニマーケットは「中小零細企業・協同組合のために留保」に分類されているため、引き続き内資 100 % に限定されている。

<懸念点>

上記の様々な外資規制は、必ずしもインドネシアのサービス協定上の約束に反するわけではないため、WTO 協定違反となるものではないが、WTO 及び GATS の精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。加えて、インドネシア政府は、分野横断的に広範な外国人就業規制を課しており、一部のサービス分野において、拠点設置及び投資拡充の妨げとなっているとの指摘がある。

<最近の動き>

2008 年 7 月に発効した日インドネシア EPA により、約束サービス範囲の拡大などが図られた。電気通信の分野では、専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索サービスなど 5 分野を新たに約束した（日本資本 40 % まで）。音響映像の分野では、映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスへの日本資本の参入（日本資本 40 % まで）を約束した。また、2020 年 8 月に発効した AJCEP 第一議定書では、小売業のうち、

1,200～5,000 平方メートルのスーパーマーケットについて、合弁会社での参入（外国資本35%まで）を新たに約束した、さらに、2023年1月にインドネシアについて発効した RCEP においては、映画の製作・上映サービスについて、外資出資比率の上限を 51% とすることを約束する等、さらなる約束の改善が図られた。加えて、2024 年 8 月に署名された日インドネシア EPA 改正議定書では、不動産サービス等の一部分野において、新たな約束が追加されている。

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等や EPA のフォローアップ会合等で更なる外資規制の緩和を促していく。

(2) 貨物留保

<措置の概要>

インドネシア商業省は、自国船社の競争力強化のため、2017 年 10 月に、インドネシアからの石炭及びパーム油の輸送にインドネシア船社の利用を義務づける商業大臣規則（2017/82）を公表。当初、2018 年 4 月施行予定であったところ、自国船社の輸送能力が不足しているため、2018 年 4 月、施行日を 2020 年 5 月 1 日に延期する商業大臣規則（2018/48）を公表。また、2020 年 4 月、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 15,000 トン以下の船を用いる場合に限定する商業大臣規則（2020/40）を公表し、当該規則が 2020 年 5 月 1 日に施行された。その後、2020 年 7 月に、インドネシア船社の利用義務の適用対象を載貨重量トン数 10,000 トン以下の船を用いる場合にさらに限定する商業大臣規則（2020/65）が公表され、2020 年 7 月 15 日より施行されている。

<国際ルール上の問題点>

GATS の基本原則に照らし、市場アクセス及び内国民待遇に問題があるほか、GATS 及び日インドネシア EPA における特定分野の約束表でインドネシアが国際海上輸送サービスに関して約束している内容に反する措置であるため、速やかに改善が行われることが必要である。

<最近の動き>

2018 年 3 月以降、日インドネシア EPA サービス貿易小委員会において、規則を撤廃するよう申入れを行ってきた他、多国間協議等の場において、他国と連携した働きかけを行っている。

知的財産

(1) 水際での侵害差止め措置

<措置の概要>

TRIPS 協定 51 条によれば、加盟国は、権利者が不正商標商品及び著作権侵害物品の輸入差止めを申し立てることのできる手続を採用しなければならない。この点に関して、インドネシア関税法（法律 2006 年 17 号によって改正された、法律 1995 年 10 号）54 条には、権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じる旨が規定されており、これが TRIPS 協定 51 条の規定に対応するものとなっている。2017 年 8 月より、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する 2017 年インドネシア共和国政令 20 号（Indonesian Government Regulation No. 20 of 2017 on Control of Import and Export of Goods Resulting from Intellectual Property (IP) Infringement (Regulation 20/2017)）」が施行され、さらに、2018 年 4 月には同政令を実施するための、「知的財産権侵害物品又は知的財産権侵害疑義物品である輸入品又は輸出品の取締りに関する、登録、停止、担保、一時差止、監視及び評価に関する 2018 年 4 月インドネシア共和国財務大臣規則 40 号（PMK.04/2018）」が発出され、2018 年 6 月 16 日から施行されている。これにより、商標権者及び著作権者は自身の商標権又は著作権を税関に登録できるようになり、税関はこの登録情報に基づいて権利侵害疑義物品の差止めを実施する。これにより 2019 年 12 月に税関登録による初の差止めが実施された。

<国際ルール上の問題点>

上述のとおり財務大臣規則などが施行されたものの、同財務大臣規則などの条文によると、税関登録ができる者の要件としてインドネシア国内に所在する法人に限られており、それ以外の日本の商標権者及び著作権者は依然として権利侵害疑義物品を差し止めるための税関登録ができない状況にある。

<最近の動き>

本件に関して、我が国政府は、インドネシア政府に対して、2019年2月に書簡を送付し、2019年2月及び10月に意見交換を実施することで、上述の懸念を伝達の上、税関登録の要件の緩和を要望した。これに対して、インドネシア政府からは、税関登録の要件の趣旨について説明があった。また、インドネシア知的財産総局（DGIP）が、日本の特許庁（JPO）、国際協力機構（JICA）及びJETROと協力して2022年3月1、2日に実施した日インドネシア実務者対話において、インドネシア税関は、権利者と資本関係がある現地法人などについて、知財権の管理権限を与えられていることの証明書類（会社設立証書など）を確認の上で税関登録を認めた前例があると説明した。しかしながら、知的財産権の侵害行為に対する効果的な措置が取られる機会が日本の知的財産権の権利者に確保されるよう、引き続きインドネシア政府に対して必要な働きかけを行うとともに、関連規則の動向及び我が国企業に対する影響の情報収集を行う必要がある。

(2) 日インドネシア EPA の履行問題

<措置の概要>

2008年7月1日に発効した日インドネシア EPA では、特許・実用新案・意匠・商標の複数の出願手続等に対する包括的な代理権の授与を可能とする「包括委任状」制度の導入（109条5項）等、TRIPS協定の保護を上回る規定が置かれている。

<国際ルール上の問題点>

しかしながら、インドネシアでは、「包括委任状」制度は未だ導入されておらず、対応する EPA の規定と整合性上の疑義を生じている。

<最近の動き>

インドネシアでは、2016年8月26日に現行特許法（法律2016年13号）が、2016年11月15日に現行商標法が施行され、また、2020年11月2日に特許法・商標法の改正を含む雇用創出オムニバス法（法律2020年11号：法律2016年13号の1次改正）が、2023年3月31日に同法における特許法の部分と同様の内容を含む改正オムニバス法（法律2023年6号：法律2016年13号の2次改正）が、2024年10月28日にはインドネシア特許法3次改正（法律2024年65号）がそれぞれ施行されている。しかしながら、いずれの法律においても「包括委任状」制度は導入されておらず、運用による対応もなされていない。

したがって、インドネシアにおける日インドネシア EPA の履行状況について、運用面を含め情報収集を行い、必要な働きかけを行っていく必要がある。

(3) 特許の国内実施義務

<措置の概要及び国際ルール上の問題点>

2016年8月26日に施行された特許法（法律2016年13号）20条(1)では、特許権者はインドネシア国内において特許を受けた物を製造し、又は方法を使用する義務を負う旨規定されていた（以下、「国内実施義務」とする）。また、特許付与後に当該義務の不履行のまま36か月経過した場合には強制実施権付与の対象となるほか（同法82条(1)(a)）、特許取消の対象にもなる（同法132条(1)(e)）旨規定されていた。

一方、TRIPS協定27条1項では、発明地及び技術分野並びに物が輸入されたものであるか国内で生産されたも

のであるかについて差別することなく特許が与えられ、及び特許権が享受される旨規定されている。

したがって、上述の国内実施義務を履行しない場合に強制実施権の設定対象とされることや、特に特許取消の対象とされることは TRIPS 協定 27 条 1 項との整合性の観点から問題がある可能性があった。そこで、我が国政府は、EU、米国及びスイスと協同してインドネシア政府に対し懸念を伝達の上、TRIPS 協定の遵守の徹底を要望する等の働きかけを行ってきた。

その結果、2018 年 7 月 11 日に特許権の国内実施に関する大臣令が公布された。同大臣令によれば、インドネシア国内で発明を実施することができない特許権者に対しては、法務人権省に対して延期理由を添えて申請書を提出することにより、5 年間の猶予を求めることができ、その猶予期間の更新も可能であるとされた。また、2019 年 1 月 24 日に申請書の様式が公表された。

<最近の動き>

このような中、2020 年 2 月、インドネシア政府は、外国からの投資を促進するため、特許法を含む既存の様々な法制度を改正する雇用創出オムニバス法を国会に提出し、2020 年 11 月に大統領署名を経て施行された（法律 2020 年 11 号：法律 2016 年 13 号の 1 次改正）。同法では、特許法 20 条が改正され、国内実施義務は残るものの、実施の態様として輸入及びライセンス供与も含める旨が規定された。

同改正後の特許法 20 条では輸入及びライセンス供与を実施の態様として認める旨規定されているため、同法に基づく手続が確実に行われるのであれば、TRIPS 協定 27 条 1 項の整合性に係る問題は解消され得る。

そして、雇用創出オムニバス法の施行に伴い、2021 年 2 月に、再度大臣令が公布され、国内実施義務に関する猶予制度が廃止された。

なお、雇用創出オムニバス法に対しては、2021 年 11 月 25 日にインドネシア憲法裁判所が、オムニバス法制定の手続面に問題があると判断し、条件付の違憲判決が出されたが、2023 年 3 月には同法における特許法の部分と同様の内容を含む改正オムニバス法（法律 2023 年 6 号：法律 2016 年 13 号の 2 次改正）が施行されている。

さらに、2024 年 10 月 28 日には特許法 3 次改正（法律 2024 年 65 号）が施行されているが、特許法 20 条は維持されている。

特許法 20 条に関しては注目すべき裁判例が生まれており、PT Harsen Laboratories v. Merck Sharpe & Dohme B.V.（231 K/PDT.SUS-HKI/2025）において、原告は、被告の特許について不実施を理由に無効審決を求めたが、裁判所は、被告が製品を輸入していることをもって特許が実施されていると認定し、原告の訴えが公益ではなく商業的利益を求めたものであることも指摘した上で、原告の請求を棄却した。

また、特許法 3 次改正（法律 2024 年 65 号）では、新たに 20A 条が追加され、登録特許の権利者がインドネシアにおける特許の国内実施に関する報告書を作成し、各暦年の末日までに DGIP に提出することが義務付けられた。

DGIP は報告書の標準書式を公表しており、特許の国内実施状況に応じてチェックボックスを選択する形式となっているが、提出期限や提出方法等、運用には不明な点も残されている。

今後とも、動向を注視し、必要な情報収集を行っていく必要がある。

(4) 医薬品等の特許保護（既知の化合物の新規形態・用途）

<措置の概要>

2016 年 8 月 26 日に施行された特許法では、4 条(f)において「既存の及び／又は既知の製品の新規用法」及び「既存の化合物の新たな形態であって、有意な効能の改善が認められず、その化合物の既知の関連する化学構造との差異がないもの」については発明に該当しないとされ、特許による保護の対象から除外されていた。

したがって、例えば、化合物自体が知られている場合には、①その化合物に新たな疾病治療の効能を見だし新規の医薬用途としての開発に成功した場合や、②新規な形態（新たな結晶構造等）を見だし、薬としての効能の向上が認められないとしても、医薬品にとって重要な効能以外の物性（保存安定性等）を有意に向上させた場合であったとしても、特許による保護が与えられない可能性があるため、製薬企業による研究開発への投資に対して十分なインセンティブが与えられず、イノベーションが阻害される懸念があった。

<国際ルール上の問題点>

特許法4条(f)は、化学物質や医薬品の技術分野に対してのみ、より厳しい特許性の判断基準を設けるものとして、技術分野による差別を禁じる TRIPS 協定27条1項に整合していない可能性があった。

<最近の動き>

特許法4条(f)の審査実務上の指針として策定された審査基準においては、公知物質の新規な医薬用途に関する発明について、特定の形式（いわゆる EPC 2000 タイプ）でクレームが記載された場合に特許適格性を認める旨が明記された。同審査基準は、2021年11月のインドネシア知的財産総局主催のセミナーで公開され、運用されていた。ただし、同局のウェブサイト上で同審査基準は公開されなかった。

他方で、2021年8月には特許法4条(f)が削除された改正案が公開されており、改正案が成立・施行されるか注目されていた。そして、2024年10月に可決・施行された特許法3次改正（法律2024年65号）において、改正案のとおり、特許法4条(f)は削除された。

第3次法改正に伴い審査基準の更新作業が行われているとされており、特許法3次改正後の審査基準が公開されるか、一層関心が高まる。

法改正後の運用や審査基準公開の動向を、引き続き注視していく必要がある。

(5) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題

<現状>

インドネシアにおける模倣品の被害状況について、同国の模倣品対策団体等による調査によると、同国における経済損失は増加傾向にあり、2014年で65兆1,000億インドネシア・ルピア（約5,924億円）と推定され、一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は30%を超えると報告されている（※2018年模対マニュアルより）。

このように知的財産権侵害が収束する兆しがみられない背景として、侵害実態に対して不十分な取り締まり体制や、権利行使の実効性不足などが挙げられる。

<懸念点>

知的財産に関して新興国・途上国に共通する重大な問題のひとつは、模倣品・海賊版等の不正商品の製造・流通による知的財産権侵害が多数発生していることと、これらの知的財産権侵害を除去するための権利行使の実効性が十分に確保されていないことである。

知的財産に関する実体規定を整え、制度を創設・整備することだけでは、権利が十分に保護されることにはならない。権利の十分な保護のためには、権利取得の面では、権利を付与、登録する機関の事務が適切かつ効率的に運営されること、侵害行為に対する権利行使の面では、司法手続による救済措置、税関による国境措置、刑事上の取締・制裁等により、効果的かつ迅速に権利侵害に対処できることが不可欠である。

TRIPS 協定では、相当部分がこれらの権利行使に関する規定に充てられ（41条～61条）、加盟国に対して、効果的かつ迅速な措置を可能とするように国内法制度を確保することを義務付けている（41条）。

また、日インドネシア EPA においても、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製への対処として知的財産権を行使するための措置をとることや（106条）、知的財産の保護に関する制度の効率的な運用を確保するため、国際的な基準に従い、知的財産権に関する自国の行政上の手続を改善するための適切な措置をとること（109条）、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するよう努めること（111条）が義務づけられている。

このような規定に照らすと、効果的かつ迅速な権利行使が得られない場合には、これらの協定の義務に違反する可能性がある。

<最近の動き>

インドネシア税関では権利侵害疑義物品の差止めを実施する規則整備が整ったとされているが、上記（1）水際での侵害差止め措置に記載のとおり問題も存在する。今後も引き続きインドネシア政府の効果的かつ迅速な権利行使に向けた取組を注視する必要がある。

4. マレーシア

数量制限

(1) 丸太の輸出規制等

<措置の概要>

マレーシア半島部では、自国における木材の加工度を高めることを目的として、1985年に指定された27樹種及び直径12インチ以上のすべての樹種について輸出禁止措置が開始された。その後、2樹種が追加され、現在29樹種の輸出が禁止されている。サバ州では、2018年5月から、州内の木材産業の需要を満たし、雇用機会を創出するために、丸太輸出が禁止されたが、2022年1月に、同措置は撤回され、条件付きで丸太輸出が認められることとなった（天然林は生産量の20%まで輸出可、人工林は制限なし）。サラワク州では、1999年から天然林由来の丸太生産量の一定割合（2017年7月からは80%、新型コロナウイルスパンデミック中の2020年7月から2022年6月は60%）を州内加工用とし、残りを輸出用とする輸出規制が実施されている。また、樹種に対する規制として、1980年からラミンの丸太、1993年からホロー、アラン、バトゥの丸太輸出をそれぞれ禁止している。

<国際ルール上の問題点>

これらの輸出禁止・数量規制は、GATT 11条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

当該措置について、今後も注視していく。

(2) 鋼板の輸入免税枠制度

2025年現在、マレーシアでは、電気亜鉛めっき（EG）鋼板をはじめとする鉄鋼製品に総じて0%から25%の関税が課されている。2009年以降、マレーシア国際貿易産業省（MITI、現マレーシア投資貿易産業省）及びマレーシア工業開発庁（MIDA、現マレーシア投資開発庁）は、国内調達が不可能な鋼板について、輸入者に一年間の期限を付した輸入免税枠を付与する制度を導入している。しかしながら、制度の手続や国内製造の可否の判定基準が不透明であることに加え、国内調達の可能性判定にあたり国内鉄鋼メーカーの意見が優先的に採用され、免税申請が全量認められなかったり、審査や輸入免税枠取得に時間を要したりするなど、日本にとって不利益となるケースが見られた。これらの状況を踏まえ、これまで本免税制度の運用について政府間協議及び官民協議が数次実施されている。2022年5月には日本人商工会（JACTIM）がマレーシア税関（DDB）及びMITIに対して鉄鋼輸入関税の還付遅延に対して改善を求めた。両国間で課題を認識し、一定の運用の明確化が図られるなど改善されているが、引き続き制度の公平・公正な運用の観点から、輸入免税の判断基準の明確化や手続の更なる迅速化など注視する必要がある。

詳細は2017年版不公正貿易報告書110頁参照。

関税

関税構造

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法（Custom Acts（1967, Act 235））及び関連法規において、関税率及び特殊関税（相殺関税及びアンチ・ダンピング関税など）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率、日マレーシア経済連携協定（日マレーシア EPA）税率、日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定税率、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率又は地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率等が適用される。また、自社の製造工程に直接使用する目的で輸入される機械や設備、原材料などに対する関税優遇措置（輸入関税の免除など）がある。

マレーシアの 2024 年時点の非農産品の単純平均譲許税率は 15.0 % であるが、電気機械及び電子機器（最高 40 %）、ゴム、皮革及び履物（最高 40 %）、機械類、事務用及び計算用機械（最高 40 %）等の高い譲許税率が存在する。また、2024 年時点の非農産品の譲許率は 81.4 % である。2024 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 5.3 % であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結された ITA 拡大交渉（詳細は、第 II 部第 5 章 2.（2）ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、マレーシアは、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体（30 %）、テレビ受信機（30 %）、ゲーム機（30 %）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2023 年に撤廃された。

2006 年 7 月に日マレーシア EPA が発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての鉱工業品の関税が 10 年以内撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

基準・認証制度

鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

マレーシア政府は、2008 年より鉄鋼製品に強制規格を導入し、対象品目をマレーシアに輸出するためには適合性評価許可証（COA）を取得する必要がある。また、マレーシア標準工業研究所（SIRIM）又は海外検査機関による年 1 回の工場監査により製品認証を受けるか、出荷毎に SIRIM 又は海外検査機関のサンプル検査を受ける必要がある。

<国際ルール上の問題>

マレーシア政府は、本適合性評価手続の政策目的を消費者の健康と安全の確保と説明している。しかしながら、これらの政策目的は、鉄鋼製品のような中間財への規制では達成することができず、むしろ最終製品の安全規制により達成されるべきものであると考えられる。したがって、本適合性評価手続は、政策目的に照らして過剰な規制である疑義があり、TBT 協定 5 条 1 項 2 号に違反する可能性がある。さらに、TBT 協定 5 条 6 項 2 号において、「適合性評価手続案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、当該適合性評価手続案が他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、」「当該適合性評価手続案の目的及び必要性に関する簡潔な記述と共に事務局を通じて他の加盟国に通報する」としているが、現時点までマレーシアは通報した事実がなく、この通報義務にも反している可能性がある。

<最近の動き>

本適合性評価手続については、二国間会合等においても懸念を表明している。引き続き、本制度の運用を注視していく。

サービス貿易

外資規制等

2020年版不公正貿易報告書 99・102 頁参照。ただし、右報告書の記載のうち、「流通分野における外資参入禁止業種」に含まれていた「コンビニエンスストア」は、2020年2月の「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」の改訂の際に外資参入の禁止が緩和された。

5. フィリピン

数量制限

未加工鉱石に対する輸出制限

2014年にフィリピン議会に提出された鉱業法改正法案・2016年に再提出された法案・2021年に下院に提出された法案は、インドネシア新鉱業法と同様、未加工鉱石の国内製錬義務や未加工鉱石の輸出禁止等を課すものであり、協定整合性に疑問のある鉱石の輸出制限が拡散しつつあることが懸念される（詳細は2017年版不公正貿易報告書118頁及び2024年版不公正貿易報告書119頁参照。）。2025年2月には新たに、施行5年後から未加工鉱石の輸出を禁止する条文を含む内国歳入法の一部改正法案が上院で承認された。

2025年6月には、上院と下院の両院協議会において当該条文の扱いが再検討され、原鉱輸出禁止条項は最終的に法案から削除される結果となった。その後、2025年9月に大統領によって署名された最終法（Enhanced Fiscal Regime for Large-Scale Mining Act）には、未加工鉱石の輸出禁止規定は含まれていない。フィリピンニッケル産業協会（PNIA）や鉱業会議所（COMP）は、同条項の削除を歓迎する声明を發出しており、今後も鉱業財政制度の下での投資環境整備が注目される。我が国は、引き続きフィリピン議会の動向を注視していく。

関税

関税構造

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第II部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、税関現代化・関税法及び関連法規において、関税率及び特殊関税（相殺関税、アンチ・ダンピング関税、セーブガード関税など）などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率、日・フィリピン経済連携協定（日フィリピンEPA）税率又は日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定税率等が適用される。

フィリピンの2024年時点の非農産品の単純平均譲許税率は22.4%であり、特に、衣類（最高50%）、電気機械及び電子機器（最高50%）、輸送機器（最高50%）等、高い譲許税率が存在する。また、2024年時点の非農産品の譲許率は低く62.7%にとどまっており、非譲許品目としては自動車、時計等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるというWTO協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許率が低いことや実行関税率が譲許税率を下回って乖離していることは、WTO協定上問題はないが、当局による恣意的な実行関税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、非譲許品目が譲許されること、また、譲許税率が引き下げられることが望ましい。

<最近の動き>

IT製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結したITA拡大交渉（詳細は、第II部第5章2. (2) ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、フィリピンは、2017年7月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、新型半導体（50%）、録音・再生機器（50%）、スイッチ類

(50%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023年までに撤廃された。

なお、2008年12月に日フィリピンEPAが発効したことで、我が国から輸出するほぼ全ての自動車、全ての自動車部品、電気電子製品及び同部品、一部の鉄鋼製品等の関税が段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

2023年1月13日、フィリピン大統領は、2023年から5年間、電気自動車（EV）およびその部品に関して、MFN税率を0%に引き下げる旨の大統領令に署名した。その後、2024年5月、国家経済開発庁（NEDA）理事会は、同大統領令の適用範囲を拡大し、二輪及び三輪のバッテリー電気自動車や、ハイブリッド電気自動車（HEV）、プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）を対象を追加することを承認した。

サービス貿易

外資規制等

本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点を鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

フィリピンにおける投資規制は、原則承認、例外規制の方針となっており、外国投資が規制されている分野は、外国投資法（RA8179）により定められた外国投資ネガティブリスト（FINL: Foreign Investment Negative List）として定期的に改定されている。

2016年6月に発足したドゥテルテ政権は、政権運営の柱となる「主要社会経済政策10項目」の1つとして「外国資本に関する憲法規定の緩和など、競争力強化と規制緩和を行い、海外直接投資の呼び水とする」ことを掲げている。日本企業の関心が高い小売業については、2018年11月、ドゥテルテ大統領が外資規制を解除するために迅速な対応をとるよう指示した項目の1つ（大統領通達第16号）である。2021年12月にドゥテルテ大統領は小売自由化法（2000年施行）での外資規制を緩和する法案に署名した。現行の小売自由化法では、フィリピンにおいて小売業に進出する外資系企業に対して、国内事業者保護の観点から厳しい規制を設けていたが、同法を改正することで外資系企業がフィリピンで小売業に進出するに当たって参入障壁となっていた各種規制が緩和された。

主なポイントは、

- ・一払込資本金について、外資出資比率60%未満の外国企業については250万ドル（約28,950万円、1ドル=約115.8円）以上、外資出資比率100%の外国企業については750万ドル（約86,850万円、1ドル=約115.8円）以上に定められていたが、一律2,500万ペソ（約5,750万円、1ペソ=約2.3円）以上に引き下げ。
- ・外資系企業が実店舗を運営する場合、各店舗への投資額が83万ドル（約9,611万円、1ドル=約115.8円）以上から1,000万ペソ（約2,300万円、1ペソ=約2.3円）以上に引き下げ。
（法改正当時の為替レートによる比較）
- ・小売業で5年以上の実績を有することや、世界で小売店舗もしくはフランチャイズを5件以上展開していること、親会社の純資産について一定金額以上であることの要件を撤廃。

また、2022年3月、公共サービス法が改正され、同4月に施行された。1936年に成立した現行の公共サービス法は、フィリピン人もしくはフィリピン人が60%以上出資する企業だけに「公益事業」の運営・管理業務への参入を認めている。しかし、同法では「公益事業」の定義が明確でなかったため、これまで幅広い分野が「公益事業」とみなされ、外資系企業がフィリピンにおいてビジネスを行う上での参入障壁となっていた。同改正法によって、「公益事業」の定義を明確化された。

主なポイントは、

- ・「公益事業」は、電力の送配電、石油又は石油製品のパイプライン輸送システム、上下水道、港湾、公共交通車両を指す。
- ・通信、輸送業、航空運送業、鉄道・地下鉄などの分野において外資出資規制を緩和する。

2022年6月、執筆時点で最新となる第12次外国投資ネガティブリストが公表され、上述の小売自由化法及び公

共サービス法の改正内容も反映された。

その他の主なポイントは、

- ・公共事業の外資出資比率の制限は40%は維持され、公共事業の範囲を再定義した、
- ・各種専門職の外資規制が緩和された（建築専門職のみ規制を維持）。

フィリピンにおけるその他の外資制限は<図表 I-3-2>のとおりである。

2023年3月、公共サービス法の実施規則により、鉄道、航空、高速道路、電気通信などの特定の公共事業について、従前までは外資出資比率が40%に制限されていたが、100%まで参入可能となった。

<懸念点>

上記の様々な外資規制に改善の動きもみられる。フィリピンのサービス協定上の約束に反しない限り国際約束違反となるものではないが、WTO・GATS及びEPAの精神に照らして、自由化に向けた取組が望まれる。

<最近の動き>

我が国は、引き続き外資規制に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話やEPAのフォローアップ会合等で、これら外資規制の緩和を促していく。

<図表 I-3-2> フィリピンにおける主な外資制限

分野	規制の概要
銀行	<p>銀行分野の外資規制は、従来、以下の2つの法律等により定められ、外国銀行による国内銀行への出資比率は60%に制限されていたほか、支店を開設可能な外国銀行の数に上限が設定され、フィリピンに未進出の外国銀行が新たに支店を開設することは不可能となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国銀行自由化法（Act Liberalizing the Entry and Scope of Operations of Foreign Banks in the Philippines）（1994年5月成立） ・2000年一般銀行法（General Banking Law of 2000）（2000年5月成立） <p>しかし、2014年7月に外国銀行の国内市場参入認可に関する法律（Act Allowing the Full Entry of Foreign Banks in the Philippines 共和国法第10641号）が成立した。これにより、フィリピン中央銀行の認可を条件として、以下の3つの形態による外銀の新規参入が認められることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内銀行の買収（外銀による100%の出資。60%の出資比率上限の撤廃。） ・新規現地法人の設立 ・支店の開設（支店を開設可能な外国銀行数の上限撤廃）
保険	<p>2001年12月に発出された Department Order No.31-01（その後2006年の Department Order No.19-06 及び No.27-06 で一部改正）では、外資による出資比率に応じた最低資本金を課していたが、2012年6月の省令により、外資による出資比率に抛らず一律となった（2013年に法制化）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再保険取引に関しては自動車保険の海外出再の禁止などが課せられている。 ・2016年8月に共和国法10881号が成立し、ノンバンク（ファイナンス会社（Financing companies）、貸金業者（Lending companies）、証券引受会社（Investment houses）及び保険査定業者（Insurance adjustment companies））について、外資規制が撤廃された。それ以前は、ファイナンス会社については60%、貸金業者及び証券引受会社については過半数未満（49%）、保険査定業者については40%という外資出資比率の上限が設けられていたが、これらの業種について外資100%による進出が可能になった。
建設	<p>外資による出資規制は、外国投資法によるネガティブリストに掲載されているものを除いて認められており、建設業（工事会社）については、同リストに掲載されていないが、実際に建設業を行うためには、Constructors License Law（CLL法）（RA 4566）で、貿易産業省（Department of Trade and Industry）管轄の、建設業を統括している建設産業庁（Construction Industry Authority of the</p>

分野	規制の概要
	<p>Philippines) の下部組織であるフィリピン建設業許可委員会 (Philippine Contractors Accreditation Board) から建設許可証を入手しなければならない。また、CLL法の施行細則にて外資比率が40%以下の企業については、国内企業と同等の通常許可 (Regular License) が与えられるが、40%を超える企業については、個別事業ごとに許可され、当該事業に限り有効な許可 (Special License) が与えられる。一方、フィリピン国内で資金供与を受ける公共工事 (国際入札案件を除く) に関しては、「第12次外国投資ネガティブリスト (2022年7月発効)」に基づき、外資比率40%以下に制限されている。</p>

6. ミャンマー

サービス貿易

外資規制等

2020年版不公正貿易報告書106頁参照。

